

を委しく云へば正金のために河内屋のためにと云ふ義なり毎度註解にも云へる如く帳合の借貸は其坐に記せる人歟物の有様を示すものなるゆへこゝにて麥粉が正金にて貸とは一月二日大和屋へ麥粉を賣り其代を現金にて請取たるゆへ麥粉は大帳の面に於て此正金のために貸の有様に爲りたりと云ふ義なり河内屋にて貸とは同月五日河内屋へ麥粉を賣り其代金を直に請取らずして同人へ貸したるゆへ麥粉は大帳の面にて此河内屋のために貸の有様に爲りたりと云ふ義なり

又大帳の勘定に細字にて差引を記すこと譬へば第一箇條麥粉の勘定の下段に一七、三〇〇とあるは賣上代合して一万七千三百圓と云ふことを假に記したるものなり又これを上段に出して其高の内より一五、七五〇を引たるは賣上代より元代を引き残の賣徳を示したるものなり此差引は本文の端書にも云へる如く何れも假に記すものゆへ實地には「ペンシル」を用ひて可なり

惣勘定

右の諸帳面に由てこれを求めれば一月の間に取引せし商賣の有様を明にし出來掛りの勘定のまゝにて始末を見る可し即ち大帳の勘定は左の如し

借

平均之改

大帳ノ面ヲ示ス

貸

一五、七五〇	元代	麥粉 賣上代	一七、三〇〇
九九、二〇〇	山城屋へ向テ此方ノ勘定	山城屋 此方へ向テ山城屋ノ勘定	六、〇〇〇
一、七五〇	請取入金	正金 遣拂出金	一、六五〇
一、五六五	河内屋へ向テ此方ノ勘定	河内屋 此方へ向テ河内屋勘定	五〇〇
五〇〇	他ノ手形請取高	請取口手形、他ノ手形引替高	五〇〇
一五〇	元代	小麥 賣上代	五七〇
七五〇	此方ノ手形引替高	拂口手形 此方ノ手形仕出高	五〇〇
	雜費拂高	雜費	八五〇
	元代	大麥 賣上代	七五〇
	尾へ向テ此方ノ勘定	尾張屋 此方へ向テ尾ノ勘定	八、二五〇
	駿へ向テ此方ノ勘定	駿河屋 此方へ向テ駿ノ勘定	
六、〇〇〇	甲へ向テ此方ノ勘定	甲州屋 此方へ向テ甲ノ勘定	
三六、二八五	平等付合		三六、三八五

右の書付を名けて平均の改と云ふ即ち此書付の趣意は大帳の面にある借の高と貸の高と互に平均して相違なきや否を改め糺すためのものなるゆへ斯く名けたるなり抑も大帳の面にて借貸の高の數は互に平均するも其實の勘定には随分誤もある可きものなれば此平均の改を以て必ず大帳の勘定に間違なしとの證據と爲す可きには非らざれども先づこの書付の法に據れば大概の事には誤なきを得べし即ち

此書付のべ高を見るに其高正しく清書帳のべ高に符合せり若しも清書帳を大帳へ寫すときに誤あればこのべ高に符合す可き筈なし又清書帳のべ高は日記帳のべ高に符合するゆへ取引の元帳たる日記帳より清書を経て大帳に至るまでの間に誤なかりしこと知る可きなり此勘定に於て誤の出来べき道は唯二箇條あるのみ即ち清書帳を扣ること正しからざる歟或は清書帳より大帳へ寫すときに誤ることある歟この二箇條より外ならざるなり

此誤を防ぐため右に記せる平均改の書付には大帳のべ高を示すに全く其惣數を記したり若し日記帳清書帳に拘はらずして唯大帳の平均のみを見んとするには其惣高を出だすに及ばず唯出入の差のみを記すこと左の例の如くして可なり

平均之改		借貸ノ差ヲ示ス	
		借	貸
一 麥粉	正味ノ賣德		一、五五〇
二 山城屋	同人へ此方ノ借		六、〇〇〇
三 正金	有金	八、二七〇	
四 河内屋	此方へ同人ノ借	一、七五〇	
五 請取口手形	有高	一、〇五〇	

六 小麥	正味ノ賣德	利益	七〇
七 拂口手形	引替未済此方ノ手形	拂口	五〇〇
八 雜費	雜費拂高	損亡	一五〇
九 大麥	賣德	利益	一〇〇
十 尾張屋	同人へ此方ノ借	拂口	七五〇
十一 駿河屋	同人へ此方ノ借	拂口	八、二五〇
十二 甲州屋	此方へ同人ノ借	元手	
平等付合			一七、二二〇

此平均改の書付に於ても借と貸との平均を示すこと前例の書付に異なることなし唯この例の書付には同じ高の借を以て貸を消し又貸を以て借を消したるゆへ大に金の高を減じたるのみ此二様の書法各便利なる處ありて何れをよしとし何れをあし、とす可らず或は法を改めて此兩様の便利を一書に兼備せしめて最も都合よきことあり其例は後に示す可し

借貸の差を示す平均の改に於ては大帳の勘定の一筆毎に或は元手或は拂口或は利益或は損亡必ずこの四箇條の始末の一を見はすが故によく心を用ひ其條々の順序種類を誤らずして明に書き記するときには本式帳合の善を盡し美を盡したる學論の一義を見る可し其一義とは何ぞや正味の損益は正しく身代の増減に符合するとの事實即ち是なり左に又惣勘定の書付を二様に示すが故に學者は宜く丁寧これ

を稽古す可し

元手ト拂口

三 正金	有金	元手	八、二七〇
四 河内屋	此方へ同人ノ借		一、七五〇
五 請取口手形	有高		一、〇五〇
十二 甲州屋	此方へ同人ノ借	拂口	六、〇〇〇
二 山城屋	同人へ此方ノ借		六、〇〇〇
七 拂口手形	引替未済此方ノ手形		五〇〇
十 尾張屋	同人へ此方ノ借		七五〇
十一 駿河屋	同人へ此方ノ借	現在ノ身代	八、二五〇
			〇〇〇
			〇〇〇
			一七、〇七〇
			一五、五〇〇
			一、五七〇

利益ト損亡

一 麥粉	正味ノ賣徳	利益	一、五五〇
六 小麥	同		七〇〇
九 大麥	正味ノ賣徳		一〇〇〇
八 雜費	雜費拂高	損亡	一五〇
		正味ノ利益	一、五七〇

右二様の書付に記せる番號を前例平均の改にある番號と比較しなば大帳の勘定は一箇條毎に記して洩らすことなきを見る可く又其箇條の本趣意をも明に知る可きなり殊に末段の利益と損亡との勘定書を見れば本式の帳合には一種の便利あるとの次第を合點して明に其證據を握る可し或は事の意味を深く考へずして商賣の利益は唯身代の増したるなり其損亡は唯身代の減じたるなりと一概にこれを云へば亦其言の通りにて相違もなきことなれども斯く粗略に物事を論じては未だ帳合の趣意を解したる者と云ふ可らず故に本式の法則に従て大帳の面を證據と爲し惣勘定の書付を作て損益の有様を示すこと右の例の如くして事の證據始て實正明白と爲りこれを學問の體裁と名く可きなり

正味の利益を知らんとらば假に元入の金なくして商賣を始めたるときの有様を考へ見る可し現在

正味の身代は必ず正味の利益に同じかる可し

右の條々に解き明にせし次第を推して左の定則を得るなり

定 則

第一則 正味の利益を知らんには利益の惣高の内より損亡の惣高を引く歟又は商賣の終に現在する元手の内より商賣の初に用ひたる元手を引く可し

第二則 現在の身代を知らんには元手の内より拂口を引く歟又は正味の利益を正味の元手に加ふ可し

活用の例

第一例 一助なる者左の元入を以て商賣を始めたなり即ち有金三百圓、バンクへ預け金四千圓、有品五千圓、手形二千五百圓あり此元入を以て利益と損亡との有様左の如し即ち商賣品にて利益千五百七十五圓、景氣物積出しに付て利益五千圓、雜費にて損亡三百圓、貸したをれにて損亡千二百圓○右の通りにて正味の利益は何程なるや商賣の終に於て元手は何程なるや

答曰正味の利益五千零七十五圓商賣の終に於て元手一萬六千八百七十五圓

第二例 二助なる者正金三千七百九十五圓八十三錢の元入を以て商賣を始め一年の終に至て其元手と拂口との有様左の如し即ち元手の高は有品五千七百二十五圓、有金三千八百七十五圓九十錢、手形千五百圓、他人へ貸しの高八千五百圓なり拂口の高は拂口の手形八千圓、他人より借りの高三千五百圓なり○右の通りにて一年の終に至り同人の身代は何程なるや其利を得たる高は何程なるや

答曰現在の身代八千一百零々圓九十錢、利益の高四千三百零五圓零七錢

第三例 三助なる者全く元入の金なくして商賣を始め一年の終に於て大帳を見るに其貸借の平均左の書付の如し

正金	四、五〇〇	借	一、五七五
品物	一、五〇〇		
山城屋	一、二〇〇		
大和屋			一、八七五
河内屋			四、七二五
和泉屋			
請取口手形	一、九〇〇		
拂口手形			一、一〇〇
		貸	

雜費

一七五	
九、二七五	九、二七五

右の書付の通りにて正味の利益は何程なるや一年の終に於て元手は何程なるや

第四例 左の書付は商賣を始めてより一年の後に至り其有様を示す平均の改なり此平均の改に従へば商賣の利益と損亡と元手と拂口との區別如何

借金	貸
正金	一〇、三九七
品物	五、〇〇〇
地面建物	一〇、〇〇〇
大坂屋	四、〇〇〇
伊賀屋	八、〇〇〇
雜費	一、二〇〇
請取口手形	七、〇〇〇
拂口手形	五、〇〇〇
伊勢屋	一、五〇〇
志摩屋	一、〇〇〇
	六、七九二八四
	五、六二〇
	一二、〇〇〇
	二、五〇〇
	九、七五〇
	五、〇〇〇
	一、五〇〇
	三、四三四一六
	一、〇〇〇

四七、五九七 四七、五九七〇〇

右の問題並にこの次に示す所の試業に答ふるには元手と拂口（本巻第五七二頁）に記したる惣勘定の體裁に従て其書付を作る可きなり

稽古人の試業第一番

覺書

- 一月一日 元入なくして商賣を始め山城屋より高五千七百五十圓の品物買取り代金差引○大和屋へ大巾羅紗一尺五圓替にて一丈、錦織一尺八圓替にて三尺賣渡し代現金○筆墨紙並に郵便切手代十圓拂
- 同 二日 河内屋へ七圓五十錢にて羅紗羽織地一着、二圓にて同飾裝束一揃、裏地木綿一尺十二錢替にて五丈賣渡し代金差引
- 同 三日 和泉屋へ長靴一足三圓五十錢替にて一箱二十四足、フラネル一尺五十錢替にて二丈五尺賣渡し代金は六十日限同人の手形受取○大坂屋へ十圓にてメリヤス一箱、形付更紗一尺十錢替にて七丈五尺賣渡し代現金
- 同 五日 山城屋へ差引金五十圓拂
- 同 七日 伊賀屋へ三千七百圓にて綿羅紗並に襦袢地木綿の送狀賣渡し代現金三千圓受取り殘金は差

引勘定なり(註)

同 九日 店賃百圓拂○河内屋より差引濟切にて金——圓受取
同 十日 伊勢屋へ大巾羅紗一尺三圓七十五錢替にて二丈、吳紹一尺一圓替にて五丈賣渡し代金差引
同 十二日 志摩屋へ女物長靴一足二圓替にて十二足、同半靴一足一圓二十五錢替にて一箱二十四足、
男物長靴一足四圓替にて三箱三十六足賣渡し代現金
同 十四日 書役給料五十圓拂○尾張屋へ襦袢一枚二圓替にて一組十二枚、絹吳紹一尺二十錢替にて一
卷七丈五尺、裏木綿一尺十錢替にて一卷五丈賣渡し代現金
同 十五日 三河屋より二千五百圓にて大巾羅紗の送狀買取り代金は三箇月限此方の手形渡す○遠州屋
へ大巾羅紗一尺三圓五十錢替にて二卷五丈、更紗一尺十二錢替にて二丈五尺賣渡し代現金
同 十六日 山城屋へ差引金二千圓拂○駿河屋へ裏木綿一尺十五錢替にて十五丈、大巾羅紗一尺四圓替
にて五丈賣渡し代金差引
同 十八日 伊勢屋より差引濟切にて金——圓受取○甲州屋へ女物ゴム付襦袢一枚二圓替にて三組三十
六枚、男物襦袢一枚二圓二十五錢替にて四組四十八枚賣渡し代現金
同 二十日 伊豆屋へ晒麻布一尺七十五錢替にて一卷五丈、金巾一尺十錢替にて三卷十五丈、裏木綿一

尺十四錢替にて五卷二十五丈賣渡し代現金

同 二十一日 相摸屋へ女物靴一足二圓替にて二箱四十八足、子供靴一足一圓五十錢替にて五箱六十足
賣渡し代金差引

同 二十二日 小雜用十五圓五十錢拂

同 二十五日 伊賀屋より差引金三百五十圓受取○山城屋へ差引金五百圓拂○武藏屋へ大巾羅紗一尺四
圓替にて五丈、吳紹一尺一圓二十五錢替にて七丈五尺賣渡し代金差引

同 二十七日 安房屋へ白紗一尺二十五錢替にて三卷六丈、唐綾一尺十一錢替にて三卷十二丈賣渡し代
現金○上總屋へ極上フラネル一尺一圓二十五錢替にて四丈、更紗一尺十錢替にて八卷二十五丈賣渡し
代金は三十日限同人の手形受取

同 三十日 下總屋へ三千四百五十圓にて有品残らず仕入帳の通りに賣拂ひ代現金○山城屋へ差引濟切
にて三千二百圓拂

平均の改

左に記す平均の改は前條の取引に於て其始末を明にする大帳の有様を示すものなり

學者この平均改の書付に由て惣勘定を作るには第一式に示したる惣勘定の法に従ふ可し

平均之改

大帳の面を示す

	借	貸
山城屋	五、七五〇	五、七五〇
品物	八、二五〇	八、九七一四五
正金	七、七四七七〇	五、九二五五〇
雜費	一七五五〇	
河内屋	一五五〇	一五五〇
請取口手形	一七一五〇	
伊賀屋	七〇〇	三五〇
伊勢屋	一二五	一二五
拂口手形		二、五〇〇
駿河屋	二二二五〇	
相摸屋	一八六	
武藏屋	二九三七五	
	二三、六三七四五	二三、六三七四五

(譯者註) 覺書七日の取引に送狀を賣渡すとは未だ品は渡さざるも書付を以て賣渡しの約條を爲すなり

帳合之法卷之三終

帳合之法卷之四

譯者附言

此書初編二冊に略式を譯し二編二冊に本式を譯し終らんと、の趣向なりしが本式には四様の例ありて其文も長くこれを二冊の紙に記す可らず且其四例の内最も精密なるものは第二例にして其餘は皆大同小異のみ殊に其第三例の如きは略式の第三例を本式に改めたるのみものなればこれを省くも妨あることなし今これを盡く出版して本の紙數を増し大同小異の事を記すがために譯書の價を貴くして讀む者を倦ましめんより先づ初の二例を示す方却て便利なる可しと思ひこゝに至て最初の趣向を變じ本書の上卷に第一例を譯し下卷に第二例を譯し上下二卷を以て二編と爲したるなり學者若しこれを見て不足なりとせば其需に應じて尙末の二例をも出版す可し譯者決して出版の勞を厭ふに非ず唯速に世間の用を達するに切なれば無益に本の體裁を作て多く世人に錢を費さしむるよりも其費を少くして事實の便を謀らんと欲するのみ

第二式

朱書を用ゆ

以下の帳簿原本には罫に朱を用ひたるも印刷の都合に依り之を改め、文字の朱書は肩に○印を附して之を區別す

日記帳、清書帳、大帳、並に小帳を用ゆ大帳をべ切り平均の表を以て其始末を示し事の次第を解き明にす但し商賣は利益を得たる有様を記す

端書

此第二式は前の第一式と商賣の趣を變じたれども其實は前式の續きなり第一式に用ひたる商賣品は残らず賣拂ひ其元手を以て干物食料等を多分に仕入れ其取引の有様を示すなり又第一式に於ては商賣の品物を一々記し一品毎に其名目を舉げて勘定の口を設けたれども第二式にはこの名目を略して唯品物とのみ記せり此書方は商賣の通法にて事柄には差支なけれども或は品物の種類に従ひ此品にてこの損益あり彼の品にて彼の損益ありと一々其品に就て其損益を見んとするときは品物の名目も一々區別してこれを記さざる可らず

商賣の始に於て正味の元入あるものなれば帳合の初筆には現在の元手と拂口とを記さざる可らず故

に第一則に従ひ商賣の主人は元入の高を以て貸と爲し拂口の高を以て借と爲すなり

此式に於て始て諸口と云ふ文字を用ひたり諸口とは諸口勘定と云ふ義なり此文字を清書帳に用れば取引のべ高を大帳に寫すとき一々其箇條を記すに及ばずして手数を省くの便利あり其便と不便は此第二式の大帳と前の第一式の大帳とを比較して明に見る可し

大帳の勘定を仕上る趣意も其仕上げの法も此式の内に解き明にしたれば學者この一條を等閑に看過す可らず抑も稽古本を以て勘定の法を學ぶに付き最も宜しからざることは學者其定則の意味を解せずして動もすれば稽古本の體裁のみを書き寫し形を以て試業を遂げんとするの一事なり其定則を知らざれば其形を作るも實に益あることなし

第二式の帳合を以て示したる商賣の趣を見れば此帳合の體裁は實に生徒のためにはよき手本にて慕ひ學ぶ可きものと云ふ可し就中こゝに朱書を用ひたるは十分に教を明にして其事を解し易からしめんが爲なり概して云へば此式は本式の帳合の高上したる眞面目なるゆへ生徒もこれを學ぶに深く意を用ひざる可らざるなり

明治六年

日記帳

二月一日

東京三田

今日左ノ元手ト拂口トヲ以テ商賣ヲ始メタリ即チ前式ノ大帳ヨリ集メタル高ナリ(本卷第五七二頁)元手ト拂口ヲ見ルベシ)

元手

有金	八、二七〇
手形	一、〇五〇
河内屋ノ勘定	一、七五〇
甲州屋ノ勘定	六、〇〇〇
拂口	一七、〇七〇

拂口手形	五〇〇
山城屋ノ勘定	六、〇〇〇
尾張屋同斷	七五〇
駿河屋同斷	八、二五〇
拂口	一五、五〇〇

相摸屋ヨリ買入代現金

一日

たらし砂糖 十樽六石 四〇セム 白砂糖 十樽九千五百斤 五七 コッヒー 千五百七十五斤 一六七 城州茶 千八十斤 五〇セ 安南米 五千斤 四七半 二日 一、七三二	武藏屋へ賣渡代掛 三升 五〇セム たらし砂糖 二百斤 六セ コッヒー 百五十斤 一六セ 三日 一、五〇 安房屋へ賣渡三十日限手形請取 二千百斤 六セム 白砂糖 五百四十斤 五五セ 城州茶 二九七 三日 四二三 尾張屋へ差引濟切正金拂 四日 七五〇	上總屋へ賣渡代掛 一石二斗 四五セム たらし砂糖 四日 四五セム 四日 五八五
--	---	---

帳合之法 卷之四

五八五

下總屋ヨリ買取六十日限此方ノ手形渡ス	油	石鹼	豚肉	野州屋へ賣渡代現金	岩城屋へ賣渡代掛	岩代屋ヨリ買取代現金	奥州屋へ賣渡代現金
十樽四百斤	千四百斤	千斤	四百斤	安南米 四百斤	安南米 五百斤	芋 十俵	
五日				同	同	同	
一三セム	七七	一〇セ	一〇七半ム	五七	五七半ム	圓三、〇〇	
五二	九八	一〇〇	四二	二五	五五	一八〇	
二五〇			六七		八二	二二〇	

仙臺屋ヨリ買取代現金	南部屋へ賣渡代掛	駿河屋へ差引正金渡	駿河屋へ賣渡代掛	津輕屋へ賣渡代掛
同別印 一萬千斤	白砂糖 千九百七十斤	豚肉 二千斤	白砂糖 九百斤	白砂糖 百斤
同日	九日	十日	十二日	十三日
五七半	五七半	六セム	一八七	二五セム
五五〇	二〇三、五〇	一六、八〇	二二	二五
七五三五〇	一一八二〇	四、〇〇〇	一九、八〇	九五八〇

芋 一俵

南部屋へ賣渡代掛

十四日

四

二九

コッヒイ

十斤

一八セム

一、八〇

バタ

五十斤

二五セ

一二、五〇

白米

五十斤

五七半

二、七五

一七〇五

家賃正金拂

同

一〇〇

秋田屋へ賣渡代現金

バタ

百五十斤

十七日

二五セム

三七五〇

上總屋ヨリ差引濟切正金請取

十八日

五四

武藏屋へ賣渡代掛

上茶

二十五斤

五六セム

一四

油

五十斤

一五セ

七、五〇

白米

二十斤

五セ

一

二二五〇

▽

河内屋へ賣渡代掛

二十日

豚肉

四百斤

一一セム

四四

會津屋へ賣渡代掛

上茶

五十四斤

廿三日

六〇セム

三二四〇

甲州屋ヨリ差引濟切請取

正金

九十日限手形

廿五日

三、〇〇〇

六、〇〇〇

山城屋へ差引正金渡

尾張屋へ賣渡代掛

たらし砂糖

一石二斗

廿六日

四四三セム

註四十四錢三分
ノ二ト云フ印

五三六〇

米澤屋渡リ此方ノ手形引替正金拂

白川屋へ賣渡代現金

コッヒイ

十斤

同

一九セム

一、九〇

山城茶 十斤
白米 五十斤

五〇七

七七

五
三、五〇

一〇四〇

長岡屋へ賣渡代現金

廿七日

米 五百斤

六七〇

三〇

芋 二俵

圓三、〇〇七

六

三六

書役給料正金拂

廿八日

一〇〇

五一、二九八〇五

五九〇

式二第

明治六年
清書帳

東京三田

諸口借 元入へ

正金 請取口手形

八、二七〇
一、〇五〇

一七、〇七〇

河内屋 甲州屋

元入借

一日

一、七五〇
六、〇〇〇

諸口へ
拂口手形へ
山城屋へ
尾張屋へ
駿河屋へ

一日

五〇〇
六、〇〇〇
七五〇
八、二五〇

品物 正金へ

一日

一、七三二

一、七三二

武藏屋 品物へ

二日

三七五〇

三七五〇

請取口手形 借

三日

四二三

四二三

尾張屋 正金へ

四日

七五〇

七五〇

帳合之法 卷之四

五九一

六丁	四丁	四丁	六丁	六丁	六丁	四丁	六丁
正金	雜費	南部屋	津輕屋	駿河屋	駿河屋	駿河屋	南部屋
品物借	正金借	品物借	品物借	品物借	正金借	品物借	品物借
十七日	同	十五日	十四日	十三日	十二日	十日	
三七五〇	一〇〇	一七〇五	二九	九五八〇	四、〇〇〇	一一八二〇	
三七五〇	一〇〇	一七〇五	二九	九五八〇	四、〇〇〇	一一八二〇	

四丁	六丁	六丁	四丁	四丁	六丁	六丁	四丁	八丁	五丁	六丁
品物	正金	品物	岩城屋	正金	品物	拂口手形	品物	上總屋		
正金借	品物借	正金借	品物借	品物借	品物借	品物借	品物借	品物借		
九日	八日	七日	同	六日	同	五日				
七五三五〇	一八六〇	二二〇	八二	六七	二五〇	五四				
七五三五〇	一八六〇	二二〇	八二	六七	二五〇	五四				

七丁	九丁	四丁	八丁	二丁	四丁	三丁	七丁	十三丁	七丁	三丁	六丁	十一丁	十一丁	四丁
尾張屋		山城屋		請取口手形	正金	諸口借		會津屋		河内屋		武藏屋		正金
品物借		正金借				甲州屋借		品物借		品物借		品物借		上總屋借
	同			廿五日		廿三日		廿二日		二十日				十八日
五三六〇		三〇〇〇		三〇〇〇	三〇〇〇			三二四〇		四四		二二五〇		五四
五三六〇		三〇〇〇		六〇〇〇	三二四〇			四四		二二五〇		五四		五四

五丁	十三丁	七丁	五丁	七丁	四丁	五丁	八丁
雜費		正金		正金		拂口手形	
正金借		品物借		品物借		正金借	
	廿八日		廿七日		廿六日		廿六日
五一九八〇五	一〇〇	三六	一〇四〇		五〇〇		
五一九八〇五	一〇〇	三六	一〇四〇		五〇〇		

大帳

元入

借	同 同 二六明治 月 月 月 月	借	同 二六明治 月 月 月	請取口手形	同 二六明治 月 月 月
	三廿日三日一		八廿日一		
	元入へ 品物へ 甲州屋へ		諸口へ 平均へ		
	丁九丁三丁一		丁一		
	一、〇五〇 四二三 三、〇〇〇		一五、五〇〇 二、一〇三 二、一〇三		一七、六〇三 〇五
	二六明治 月 月 月		二六明治 月 月 月		二六明治 月 月 月
	八廿日		八廿日		日一
	平均ニテ		平均ニテ		諸口ニテ 損益ニテ
	四、四七三		四、四七三		十六丁一 四
貸		貸			一七、六〇三 〇五
					二七、〇七〇 五三三 〇五

河内屋

借	同 二六明治 月 月 月	借	同 二六明治 月 月 月	甲州屋	同 二六明治 月 月 月
	日廿日一		日一		
	元入へ 品物へ		元入へ		
	丁八丁一		丁一		
	一、七五〇 四四		一、七五〇 四四		六、〇〇〇
	二六明治 月 月 月		二六明治 月 月 月		二六明治 月 月 月
	八廿日		八廿日		三廿
	平均ニテ		平均ニテ		諸口ニテ
	一、七九四		一、七九四		丁八
貸		貸			六、〇〇〇
					正金
					借
					同 同 同 同 二六明治 月 月 月 月 月 月
					日十 日八 日六 日三 日一
					品物ニテ 尾張屋ニテ 品物ニテ 同 駿河屋ニテ
					丁六 丁五 丁四 丁三 丁二
					一、七三二 七五〇 二一〇 七五三 五〇
					四、〇〇〇

帳合之法 卷之四

五九七

二月 六明治 日二	借	同● 二月 六明治 日十	借	二月 五廿
品物へ		平均● 品物へ 正金へ		品物へ
丁一		丁六丁五		丁九
三七五〇	武藏屋	八、二五〇 四、一五四 四、〇〇〇	駿河屋	五三六〇
二月● 六明治 八廿●		平均● 元入ニテ		二月● 六明治 八廿●
六〇	貸	丁二	貸	五三六〇
		八、二五〇		

二月 六明治 日三	借	同● 二月 六明治 日廿	借	二月 五廿
正金へ		平均● 正金へ		品物へ
丁三		丁九		丁九
七五〇	尾張屋	六、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇	山城屋	七五〇
二月● 六明治 日一		平均● 元入ニテ		二月● 六明治 日一
丁二	貸	丁二	貸	七五〇
		六、〇〇〇		

借	同	借	借	同
二月	二月	二月	二月	二月
廿	九	四	四	十
品物へ	品物へ	品物へ	品物へ	同
丁八	丁六	丁三	丁七	丁七
岩城屋	津輕屋	南部屋	上總屋	
三二四〇	一三五二五	五四	六〇	二二五〇
二月	二月	二月	二月	
廿	廿	廿	廿	
平均ニテ	平均ニテ	正金ニテ		
三二四〇	一三五二五	五四	六〇	
貸	貸	貸	貸	

借	同	借	借	同
二月	二月	二月	二月	二月
廿	十	廿	廿	十
品物へ	正金へ	品物へ	品物へ	同
丁八	丁十	丁六	丁七	丁七
岩城屋	會津屋	雜費	津輕屋	
三二四〇	二〇〇	二九	一七〇五	二二五〇
二月	二月	二月	二月	
廿	廿	廿	廿	
平均ニテ	損益ニテ	平均ニテ	平均ニテ	
三二四〇	二〇〇	二九	一三五二五	
貸	貸	貸	貸	

四、四七三	一五、五〇〇	元入	一七、〇七〇	一、五七〇
一、七九四	四、四七三	請取口手形		
	一、七九四	河内屋		
	六、〇〇〇	甲州屋	六、〇〇〇	
三四八	一一、四九三五〇	正金	一一、一四五五〇	
一、七六六九五	二、九四五	品物	一、一七八五五	
	五〇〇	拂口手形	七五〇	二五〇
	三、〇〇〇	山城屋	六、〇〇〇	三、〇〇〇
五三六〇	八〇三六〇	尾張屋	七五〇	
	四、〇九五八〇	駿河屋	八、二五〇	四、一五四二〇
六〇	六〇	武藏屋		
	五四	上總屋	五四	
一三五二五	一三五二五	南部屋		
二九	二九	津輕屋		
二〇〇	二〇〇	雜費		
三二四〇	三二四〇	會津屋		
八二	八二	岩城屋		
八、九七四二〇	五一、一九八〇五	平等付合	五一、一九八〇五	八、九七四二〇

此平均改の體裁は用を爲すこと最も廣くして我輩の稱譽する所のものなり大帳の面と記せる箇條の
 べ高は正しく日記帳清書帳のべ高に符合するゆへ都て取引の扣は大帳へ寫して洩るゝことなかりし證
 據を見る可し差と記せる箇條も双方互に平均して勘定に間違なき證據と爲るなり

右の如く取引の扣を大帳へ寫すことに就ては少しも間違なかりしゆへ今こゝにて大帳の勘定をべ切
 る仕方を説く可し抑も大帳をべ切るの趣意は我商賣の今の有様と其盛衰の變を見んがためなれば此大
 趣意を忘る可らず但し商賣の有様は元手と拂口との高を以て見る可く其盛衰の變は利益と損亡との多
 少に由て知る可きなり

大帳の面に見はれたる事柄を細に吟味するときは左の區別を發見す可し即ち元手の高は事實の勘定
 に見はれたる借の方の過剩に由て知る可く拂口の高は其貸の方の過剩に由て知る可し損亡の高は名目
 の勘定に見はれたる借の方の過剩に由て知る可く利益の高は其貸の方の過剩に由て知る可しゆへに此
 二箇條を以て勘定の口を立るも自から其理あるなり即ち其一は元手と拂口とを示し其二は損亡と利
 益とを示すものとす大帳の面にては此二箇條の勘定を損益並に平均と名けて兩様に口取の場所を立て
 損益の口には名目の勘定を記し平均の口には事實の勘定を記すなり右の如く勘定の口々を定めてこれ
 をべ切るの一段に至り尙注意す可き一事あり即ち其一事とは品物の勘定是なり品物の勘定はこの大帳

の面にて借の方に過剰あり故に品物を残らず賣拂ひし上にて此勘定なれば品物の賣買に付き損亡を生じたる譯なれども大帳の勘定のみにては品物を残らず賣拂ひしや否は知る可らず其事實を明にするに現在の仕入残品を調べて其代金を定めざる可らず残品の代金を定れば品物の勘定口は其代金の高を以て貸と爲し平均の勘定口にはこの高を以て借と爲すなり斯の如くして後に品物の勘定口も實の損益を見はすを得るなり此大帳にて残品の代金を二千五百圓に積り品物の勘定口には此高を朱書にて貸の方に記し平均の勘定口へは直にこれを借の方に記せり諸勘定の口々右の如くして始めてべ切りの有様を得たれば其順序に従てこれを記す可し(元入は主人の勘定なりこれに次ぐ第一のものを請取口手形とす此勘定は我手元にある他人の手形を以て元手と爲すものなり故に借の方に見はれたる高は請取たる手形の高なり貸の方に見はれたる高は引替る歟又は他に用ひたる手形の高なりこれをべ切るの法は朱書を以て借貸の差を貸の方に記し双方共に高をしめて其べ高の下に朱の線を引き平均にてと記したる高は直に平均の勘定口に移すなり其次は河内屋の勘定口なりこれをべ切るの法、前の如し其次は甲州屋なり此勘定は既に差引平均せしゆへ唯朱の線を引くのみ其次は正金の勘定口なりこれをべ切るの法は請取口手形の如くし平均の差は元手として平均の勘定口へ移すなり品物の勘定口には利益を見たるゆへ其平均の差は損益の勘定口の貸の方へ移すなり拂口手形の勘定口は我引負拂口の高を示すもの方へ移すなり

にて其平均の差は平均の勘定口の貸の方へ移すなり山城屋の勘定口も亦引負拂口の高を示すものにて其平均の差は平均の勘定口の貸の方へ移すなり尾張屋の勘定口は我元手の高を示すものにて其平均の差は平均の勘定口の借の方へ移すなり駿河屋の勘定口は我引負にて平均の貸の方へ移すなり武藏屋、南部屋、津輕屋の勘定口は何れも我元手の高にて平均の借の方へ移すなり雜費の勘定口は損亡を示すものにて損益の勘定口の借の方へ移すなり會津屋、岩城屋の勘定口は二口共に我元手にて平均の借の方へ移すなり

(原註) 都て大帳に記したる朱書は此勘定口より他の勘定口へ移す歟又は同じ勘定口にても一度び記して又重て其勘定中の他の場所へ移す可き箇條の印なり又この朱書は唯大帳のみに始て見はれ他帳より寫し來たるものに非ざるの印なり又この朱書は借貸の過剰を示すものなるゆへ必ず借貸相反對したる方へ移す可きものなり

右の趣向にて損益と平均との勘定口に見はれたる二箇條は悉皆其始末を得たるゆへ其平均の差を移すに付間違あらざればこの二箇條の勘定と元入の勘定とを合して必ず平等付合の數を得る筈なりこれを試るためには此三箇條の平均改の表を作る可しこれを第二平均の改と名く

第二平均之改

元入 損益 平均	借		貸	
	一五、五〇〇 二〇〇	九、五〇七 二二五	一七、〇七〇 七三三〇五	七、四〇四 二二〇
	二五、二〇七 二二五	二二五	二五、二〇七 二二五	

右第二平均の改を以て試みたるに平均の差を移すに付間違もなかりしゆへ乃ち損益の勘定口より正味の利益を取てこれを元入の勘定口に移し以て大帳べ切の大趣意を終る可し元入の勘定口へ此利益を加へたれば其元金の高は以前よりも増したりこの増したる高は即ち現在身代の高なりこの高を平均の勘定口に記して勘定をべ切るときは其勘定の平等付合を得て元手と拂口との有様を明に見る可きなり此第二式に於て平均の勘定口を立てたるは元手と拂口とを一口の勘定に集るの便利あるがためなり又一法には其平均の差を平均表の事實の勘定中に記すも可なり此法は商賣の用にも叶ひ殊に同じ大帳を永く用ひ引續て勘定を記すときにはこの法を最も便利なりとす

上記す所の論説と其實用とを了解せしめて後又大帳をべ切るの順序を説く可しこの一事も亦稽古

人の格別によく注意して少しも間違なきやうこれを實地に施す可きものなり

べ切の順序

- 第一 大帳の面に損益の勘定口を立て次に平均の勘定口を立つ可し即ち損益の口には損亡と利益とを見はし平均の口には元手と拂口とを見はすものなり
- 第二 仕入帳を調べて賣捌残品の有無を糺し残品あればもと其品物にて借と爲りたる口々の勘定へ残品の代金を擧げ平均にてとの文句を朱書に記して其勘定口の貸と爲し其高を平均の勘定口に記して品物へ或は不動産へと墨にて記し其勘定口の借と爲す可し第二式にて云へば品物の勘定口より二千五百圓を平均の勘定口へ移したるが如き是なり斯の如くして後大帳の面にある諸口の勘定悉皆左の四箇條に洩るゝものなし即ち元手と拂口と利益と損亡との四箇條なり
- 第三 元入の口を除き大帳の面にある初筆の勘定口よりべ切を始む此勘定口の差引なるものは必ず前章に云へる四箇條の外に洩れざる筈なれば其箇條に従てこれを記す可し譬へば其勘定口にある借貸の差元手歟又は拂口に係ることならば其高の少なき方へ朱書にて平均へと歟又は平均にてとか記し置き其記したる高を墨にて平均の勘定口へ移し記す可し或は又其借貸の差利益か又は損亡に係ることならば其高の少なき方へ朱書を以て損益へとか又は損益にてとか記し置き其記したる高を墨にて損益の

勘定口へ移し記す可し大帳の面にある諸口の勘定をば悉皆この法にて差引を定るときは損益の勘定口に見はれたる借の方は残らず損亡の高を示し貸の方は残らず利益の高を示し其高の差は即ち正味の損亡か又は正味の利益なり又平均の勘定口は借の方に於て悉皆元手の高を示し貸の方に於て悉皆拂口の高を示し其高の差は即ち主人たる者の正味の利益か又は現在元入の高なり

第四 第二平均改の表を作り元入と損益と平均との三箇條を記す可し諸口の差引を移し記すに付間違あざれば此表に見はれたる借貸の高は正しく互に平等す可き筈なり

第五 損益の勘定を元入に移すか又は組合の商賣ならば其組合の人當の勘定口に移し約條に従て損益を分つ可し斯の如くするときは元入の勘定口か又は組合人の勘定口に見はれたる高は即ち最初の元入高を利益にて増したるものか或は損亡にて減したるものにて其差は現在正味の元入高なり平均の勘定口も同様の始末を示すものなれば其高も同様なる可き筈なり

第六 元入の勘定を平均の勘定口へ移して其口の出入を平等にす可し斯の如くすれば平均の勘定口に於ては一方に悉皆の元手を示し一方に悉皆の拂口を示し其體裁最も簡約にして正しく商賣の有様を見る可し

平均表

商家の言葉にて平均表とは商賣の有様を一目に見んがために順序次第を糺して事柄を記したるものなり其體裁は事宜に従ひ或は商人の工夫に由て一樣ならず本書第六百六丁（バツカルド氏所用の平均表）に示す所の一例は余輩の所見にて最もよく體を備へたるものなり今其和解を左に示すが故に學者これに由て帳合のためにこの表を作るの助を得べし又事柄を定めてこれを記すの法は少しく勉強すれば誰にても容易に知る可きことなり

第一 用ゆ可き大きな紙を取り其縁へ朱にて線を引きこれを全紙の界と爲す

第二 上に二筋の線を引て名號を記すべき場所と爲すこと前の例に示したるが如し

第三 大帳の面にある勘定口の數を計ふ可し但しこの數は平均改の表に見はれたる勘定口の内より差引皆済の分を除きたるものなり（註）この勘定口の數に従ひペンシルにて左右に線を引く可し其線の數は商賣の主人一名なれば勘定口の數よりも五筋を増し或は二三人の組合商賣なれば一人に付三筋づゝを増す可し故に主人一名の商賣には勘定口の數より五筋を増し二人の組合には八筋を増し三人の組合には十一筋を増すなり

第四 借貸の金の高を記すべき場所を定む可し即ち第一は大帳諸口のべ高第二は損益第三は元入或は組合なれば組合の人名第四は元手と拂口とは是なり別に又仕入殘品と大帳の丁數のために各一箇所を設

く其體裁は例に示すが如し但しこの場所を定るにはコンパスを用ひ名號と金高の數字と鈞合よきやうに爲す可し

第五 右の如く場所を定るには假に先づペンシルを用ひ置き其位置既に定るときは右の方より始めて上下に朱の線を引き事實と元入との二箇條の筋を引き下だして左右のペンシルの線の最も下なるものに達す可し組合の商賣なれば別に又二筋を引くなり又一人の商賣なれば損益の箇條に二筋を引き組合なればこの箇條にも別に一筋を増す可し

第六 右の如く上下左右の線を引き下に又留の線を引て其系線の内に勘定を書き記す可きなり

(第三條の註) 他人との勘定口の數多くしてこれを平均表に記すに一々口を分つ可らざることあらば諸口の勘定を二に分ち一を請取口の勘定と爲し一を拂口の勘定と爲し此方へ對して借と爲りたる人の勘定は悉皆請取口へ集め此方へ對して貸と爲りたる人の勘定は悉皆拂口へ集めて此表を作り尋常の商賣に差支なかる可し

事柄の始末を示すの法は線を引くの順序に同じく其始末を見るの法は大帳をべ切るの法の如し但し大帳べ切の法は前既にこれを記したれば今こゝに説辨するに及ばざるなり

商賣に付世間にて用る惣勘定の法は一樣ならず其法の異なるに従て又各一種の便利ありと雖ども結

局其趣意は商賣の眞の有様を知り其進歩して繁昌に趣くの模様を見るの一事に在るのみ此書に示したる惣勘定の諸法は何れも皆便利なるものにて殊に第一式の末に出したる法は簡約にして其用は廣く帳合の學術に慣れざる人の最も悦ぶ可きものなりと雖ども今こゝに記せる平均表の法は僅に一片の紙に夥しき事の箇條を載せて其簡便なること他に比類なきものと云ふ可しバツカルド氏所用の平均表の例を熟覽せば其法の善美にして學者の以て手本と爲す可き價あるを知る可し都て勘定家の人物を評するには其勘定の仕組とこれを施行するの精密なると否とを見て其人の才不才を定む可きものなり若しも此趣意を誤るときは假令ひ其人に如何なる功能あるも見るに足らざるなり又紙に系の線を引く術も或は容易なることのやうに思はるれども決して然らず是亦一の執行なればこれを輕蔑す可らず

學者執行のためとして出入差引の二例を左に示すが故にバツカルド氏所用の平均表の體裁に倣ひこの出入差引を集て惣勘定の表を作る可し

平均之改

第一例	借	貸
元入	八八一	五、〇〇〇
請取口手形	一、五〇〇	一、〇〇〇

朝吹屋
正金
品物(殘物の高千二百圓)
櫻井屋
湯川屋
雜費
拂口手形
山口屋

一七、八五一五〇	一、五〇〇	三七五八三	四、〇〇〇	三、五〇〇	五、七九四六七	三〇〇
一七、八五一五〇	一、七五〇	四八三	一、五〇〇	二、七五九五〇	四、八〇〇	一七五

六二〇

第二例

平均之改

元入
品物(殘品の高一千圓)
三文屋
美津屋
木賀津屋
岩津屋

一七、八五一五〇	一、五〇〇	三七五八三	四、〇〇〇	三、五〇〇	五、七九四六七	三〇〇
一七、八五一五〇	一、七五〇	四八三	一、五〇〇	二、七五九五〇	四、八〇〇	一七五

借

貸

鐵津屋
田丸屋
加久壽屋
正金
雜費
世話料
請取口手形
拂口手形
當世屋
崎水屋
頓田屋
羽根多屋
古論田屋
喜惠多屋

二九、三四〇九六	五〇〇	七五	九〇〇	五〇〇	七〇〇	四、〇〇〇	一、五〇〇	一、七〇〇	九、七五三二〇	四五〇	五〇〇	七五	七三二九八
二九、三四〇九六	一五〇	八七四	四、五九八	五、〇〇〇	一、五〇〇	一八三二二	八、七四八九〇	九八三	五〇〇				

稽古人の試業第二番

覺書

二月一日 第三卷の最末にある大帳の勘定より出來たる平均表の元手と拂口とを以て商賣を始む即ち

其元手の高左の如し有金千八百二十二圓二十錢、請取口手形の高百七十一圓五十錢、伊賀屋の勘定三百五十圓、駿河屋の勘定二百二十二圓五十錢、相模屋の勘定百八十六圓、武藏屋の勘定二百九十三圓七十五錢なり拂口の高は三河屋へ渡す可き此方の手形の高二千五百圓なり

同日 大津屋よりコツヒイ一斤十五錢替にて二十俵千六百七十斤、米一斤四錢替にて七千五百斤、砂糖一斤五錢替にて十五樽一萬四千斤買取り代金差引

二日 草津屋よりたらし砂糖一升四十錢替にて十二樽七石二斗、石鹼一斤八錢替にて二十箱千四百五十斤、豚肉一斤十錢替にて十樽二千斤買取り代現金

三日 水口屋へコツヒイ一斤十八錢替にて三十斤、米一斤五錢五厘替にて二十斤、砂糖一斤六錢替にて百斤賣渡し代金差引○伊賀屋より差引濟切にて金——請取

四日 筆紙墨代並に諸雜費二十圓拂

五日 石部屋へコツヒイ一斤十八錢替にて一俵八十斤、たらし砂糖一升五十錢替にて二斗、米一斤五錢五厘替にて三十斤賣渡し代金差引○江戸屋よりチイス一斤二十錢替にて三百斤、バター一斤十八錢替にて二百五十斤買取り代現金○大和屋へ石鹼一斤十錢替にて五箱三百五十斤、コツヒイ一斤十六錢替にて六俵四百八十五斤賣渡し代金は三十日限り同人の手形請取

六日 山城屋より上茶一斤三十五錢替にて四十箱二千三百五十六斤買取り代金は十日限り此方の手形渡す○岡部屋へ上茶一斤三十八錢替にては十箱五百八十斤、チイス一斤二十二錢替にて百斤賣渡し代現金

九日 三原屋へバター一斤二十錢替にて五十斤、コツヒイ一斤十八錢替にて五十斤、たらし砂糖一升五十錢替にて三斗賣渡し代現金

十日 福岡屋へたらし砂糖一升五十錢替にて三斗、米一斤六錢替にて十斤、石鹼一斤十錢替にて一箱七十五斤賣渡し代現金

十二日 書記役の給料十五圓拂○肥後屋より粉砂糖一斤十錢替にて十五俵二千五百二十斤買取り代金差引

十五日 駿河屋より差引金百圓請取○肥前屋へ上茶一斤五十錢替にて五箱二百七十五斤、チイス一斤二十三錢替にて五十斤、米一斤五錢替にて二十五斤賣渡し代金差引○駿河屋へたらし砂糖一升五十錢替にて二斗、石鹼一斤十錢替にて三箱二百十斤賣渡し代金差引

十六日 相模屋より差引濟切にて金——圓請取○長崎屋へ粉砂糖一斤十一錢替にて二俵三百三十斤賣渡し代現金

十七日 水口屋へコッヒイ一斤二十錢替にて五十斤、粉砂糖一斤十一錢替にて百斤賣渡し代金差引

十九日 山城屋へ渡す可き此方手形の高拂濟にて金八百二十四圓六十錢渡す但しこの手形は二月六日

附にて今日引替の期限に當るものなりこの手形六日付にて十日限なれども三日の猶豫は通法なり

二十日 嶋原屋へ粉砂糖一斤十一錢替にて百斤賣渡し代現金○駿河屋より差引濟切にて金百五十三圓

五十錢請取

二十二日 肥後屋へ差引濟切にて金二百五十二圓拂渡○三島屋へ上茶一斤五十錢替にて二百二十五斤

賣渡し代現金

二十三日 肥前屋へチイス一斤二十五錢替にて五十斤、粉砂糖一斤十二錢替にて七十五斤、コッヒイ

一斤二十錢替にて十五斤、石鹼一斤十錢替にて二箱百四十斤賣渡し代金差引

二十五日 石部屋へ砂糖一斤六錢替にて二樽千八百五十斤賣渡し代金差引○富士屋の手形濟切にて金

百七十一圓五十錢請取る但し此手形は先月三日附にて三月五日渡りの期限なり

二十七日 店賃百圓拂

惣勘定

稽古人は前の覺書に記したる取引を帳面に扣て左の如く平均の差引を作る可し

平均之改

元入	二、五〇〇	三、〇四五九五
請取口手形	二八四一〇	一七一五〇
正金	三、二四二五〇	一、九二〇六〇
武藏屋	二九三七五	
石部屋	一三七〇五	
品物(殘品ノ高二千五百圓)	三、〇三六一〇	九六一四五
拂口手形	八二四六〇	三、三二四六〇
大津屋	三三五〇	一、二五〇五〇
水口屋	一三五	
雜費	一八八	
肥前屋	一〇、六七四六〇	一〇、六七四六〇

平均之勘定

品物 請取口手形 正金 武藏屋 石部屋 拂口手形 大津屋 水口屋 肥前屋 元入(現在ノ身代)	元手		拂口
	二、五〇〇 一、二二六〇 一、三二一九〇 二、九三七五 一、三七〇五	三三五〇 一八八	二、五〇〇 一、二五〇五
	四、五八六八〇		四、五八六八〇

吟味の問題

左の問題に答ふ可き事柄は本書の丁數に就て見る可し但しこれより前の問題には本文へも番號を附けたれども爰にはこれを畧す

(本卷第五八二頁) 端書

- 一 如何して此式は前式に異なるや
- 二 身代の勘定に付其趣向の異なる所は如何
- 三 商賣品の勘定を一般に記せずして一々其名目を擧るは何のためなるや
- 四 元入を以て商賣を始るときには帳合の初筆に何事を記すや
- 五 元入を以て貸と爲すは何れの勘定口なるや
- 六 元入の勘定口とは何ものなるや
- 七 諸口の文字を帳合に用るときは其意味如何
- 八 此文字を清書帳又は大帳に用るは何故なるや
(本卷第六〇八頁) 大帳をべ切る順序と趣意
- 九 第一式に於て大帳の有様は如何
- 十 如何なる譯なれば此有様にて十分なるや
- 十一 大帳をべ切るの事は何のために入用なるや
- 十二 大帳の勘定をべ切るときは如何して勘定の釣合を見る可きや
- 十三 本式の帳合に於ては勘定の種類を幾様と爲すや

- 十四 其區別は如何
- 十五 其名目は如何
- 十六 事實の勘定とは何ものなるや
- 十七 名目の勘定とは何ものなるや
- 十八 大帳をべ切るの趣意は如何
- 十九 商賣に於て損益の高を直に主人の勘定口に記さずして名目の勘定中に差置くは如何なる故なるや
- 二十 世間一般の風にて利益の高を主人の勘定口へ移すは幾度びなるや
- 二十一 損益の高を主人の勘定口へ移すときは大帳の面は如何なるや
- 二十二 取引の扣を悉皆大帳へ寫し終りし上にて大切なる箇條は何事なるや
- 二十三 平均の改は何の故を以て帳合の正しき證據と爲るや
- 二十四 (本卷第六〇九頁) 平均改は何事を示すものなるや
- 二十五 商賣の今の有様は如何して見る可きや
- 二十六 元手は如何して大帳の面に見はるゝや

- 二十七 拂口は如何
- 二十八 損亡は如何
- 二十九 利益は如何
- 三十 是等の始末を見んがために設る所の二様の勘定は何ものなるや
- 三十一 損益の勘定口には何事を記すや
- 三十二 平均の勘定口には何事を記すや
- 三十三 品物の勘定口を見て殘品の高を知る可きや
- 三十四 これを知るには如何せん
- 三十五 仕入殘品の高を調べてこれを品物の勘定口の貸と爲すときは此勘定口を見て何を知る可きや
- 三十六 勘定をべ切るの法は如何
- 三十七 勘定をべ切て其差を移すときに高の少なき方へ記すは何故なるや
- 三十八 勘定の平均を移して間違の有無は何を以て證す可きや
- 三十九 第二平均の改は何れの勘定を示すものなるや
- 四十 損益の高を元入の勘定口に移せば此勘定口の差の高、正しく元手と拂口とを記して平均の勘

定口に見はれたる差の高に付合ふは何故なるや

四十一 大帳をべ切るために平均の勘定口を設るは實に必用なるや

四十二 他にも亦其法あるや

四十三 大帳をべ切る第一の手續は如何

四十四 第二は如何

四十五 第三は如何

四十六 第四は如何

四十七 第五は如何

四十八 第六は如何

帳合之法卷之四終

文字之教

明治六年十一月發兌

文字之教

端書

一 日本に假名の文字ありながら漢字を交へ用るは甚だ不都合なれども、往古よりの仕來りにて全國日用の書に皆漢字を用るの風と爲りたれば今俄にこれを廢せんとするも亦不都合なり今日の處にては不都合と不都合と持合にて不都合ながら用を便するの有様なるゆへ漢字を全く廢するの説は願ふ可くして俄に行はれ難きことなり此説を行はんとするには時節を待つより外に手段なかる可し

一 時節を待つとて唯手を空ふして待つ可きにも非ざれば今より次第に漢字を廢するの用意專一なる可し其用意とは文章を書くに、むづかしき漢字をば成る丈け用ひざるやう心掛ることなり、むづかしき字をさへ用ひざれば漢字の數は二千か三千にて澤山なる可し此書三冊に漢字を用ひたる言葉の數、僅に千に足らざれども一と通りの用便には差支なし、これに由て考れば漢字を交へ用るとして左まで學者の骨折にもあらず唯古の儒者流儀に倣て妄に、難き字を用ひざるやう心掛ること緊要なるのみ、故さ

らに難文を好み其稽古のためにとて、漢籍の素讀などを以て子供を窘めるは、無益の戯と云て可なり

一 醫者石屋などの字は假名を用るよりも漢字の方、便利なれども上る、登る、昇る、攀るなどの字を一々書き分るは甚だ面倒なり猿が木に攀るも人が山に登るも日本の言葉にては、ノボルと云ふゆへ漢字を用るよりも假名を用る方、便利なり都て働く言葉には成丈け假名を用ゆ可し

一 易き漢字を見分けて素讀するはあまり難きことに非ざれども唯字を素讀するよりも文章の義を解すことに心を用ひざる可らず即ち此書は子供をして文章の義を解さしめんがための趣向にて作たるものなり其教授の法左の如し

一 書中文字の大なるものを題字と名け細なるものを文章と名く即ち題字は文章を作る、たねの言葉なり子供へ先づ題字の素讀を授け次で其字義を教へ細字の文章をば子供の考にて自から素讀し自から義を解かしむるなり或は學校などにては教授の席にて子供の書物を取上げ筆紙を渡し置き教師一人書物を見て黑板へ其題字のみを寫し大勢の子供へ其字義を解き聞かせ然る後に細字の文章を讀て其讀む音の通りに文章を書かしむるなり譬へば第四教の處に男女父母等の題字を黑板に書て其義を解き聞かせ然る後に男犬を打つと細字の文を讀むとき子供は其音を聞て黑板を見れば男と云ふ字と打つと云ふ字はあれども犬と云ふ字なし記憶よき子は第二教の犬の字を覺へて其文章を書き記憶なき子は犬の字

を知らずこれに由て子供の學力を試み黑白の點を附く可し

一 此書紙の數を増すときは本の價を増して小學の讀本に用ひ難し故に細字の文章を少なくして紙數を省きたるは敢て著者の骨折を愛むに非ず本を買ふ者のために錢を愛みたるなり斯く細字の文章は少しと雖ども書中既に題字の順序仕組あるゆへ文章は教授の即席にて作るも可なり譬へば第二教の文章「人犬を見る」までにて教授に不足なることあらば其席にて文章を工夫し「犬と猫とを見る」「牛は車を見れども車は牛を見ず」などと様々に考へ腹の中に文を作てこれを口に唱へ稽古人をして其音の通りに書き記さしむること前の法の如くす可し但し第二教の日には第一教より二教までの題字を用ひ第三教の日には三教までの字を用るのみにて決して他の字を用ゆ可らず若し止むを得ずして用るときはこれを別段の題字として其日其席の黑板に記す可し

一 右の法に従て次第に進むときは漢籍の難文に窘めらるゝこともなく所謂四書五經の素讀をも止めにして別に讀書作文の手掛りを得べし著者の深く願ふ所なり明治六年八月著者記す

第一文字之教

第一教

人 馬 行く 来る

人行く○馬行く○人来る○馬来る○人も行く馬も行く○人も来る馬も来る○人と馬と行く○人と馬と来る

第二教

犬 猫 牛 車 歸る 見る 鳴く 待つ

犬歸る○猫見る○牛鳴く○馬鳴く○車を待つ○人を待つ○人、車を待つ○人を見る○犬を見る○犬、

人を見る

第三教

家 山 河 町 高し 長し 廣し
狭し

家高し○山高し○河長し○町長し○家廣し○河廣し○町廣し○家狭し○町狭し○河狭し○山は高く河は廣し

第四教

男 女 父 母 子供 書物 讀む
打つ

男、犬を打つ○女、猫を打つ○女書物を讀む○子供書物を讀む○父は男なり女にあらず○母は女なり

男にあらず

第五教

野 草 花 水 遊ぶ 樂む 好む
飲む

野に行て花を見る○牛と馬と河に行て水を飲む○母と子供と花を見て樂む○牛は草を好み犬はこれを好まず

第六教

余 君 今日 明日 國 村 止る
去る

國を去る○家を去る○村に止る○家に止る○君は今日この國を去て止らず○余は明日もこの村に止て去らず

第七教

酒 茶 飯 砂糖 買ふ 喰ふ 良き
悪き

酒を飲む○茶を飲む○飯を喰ふ○子供は砂糖を好む○良き子供は書物を買って読み、悪き男は酒を買って飲む

第八教

天 地 月 日 春 夏 秋 冬

天高し○地廣し○春の月○夏の日○秋の野○冬の上より下の町を見る○夏の日は長く冬の日は短く

第九教

内 外 上 下 短し 圓し 出る
入る

家の内に入る○町の外に出る○月圓し○地圓し○山の上より下の町を見る○夏の日長く冬の日短く

第十教

耳 目 鼻 口 腹 痛む 切る
泣く

耳を切る○鼻を切る○腹を切る○猫の目圓し○牛の口廣し○腹痛む○子供泣く○勘平腹を切っておかる

第十一教

門 窓 屋根 道 開く 登る 降る

聞く

窓を開く○屋根に登りまた降る○山の道狭くして長し○門を開て人の来るを待つ○野に出て牛の鳴くを聞く

第十二教

親 子 祖父 兄弟 姉妹 叔父
叔母 従弟

父と母は親なり○親の父は祖父なり○親の兄弟は叔父なり○親の姉妹は叔母なり○叔父叔母の子は従弟なり

第十三教

木 鳥 玉 石 生ず 走る 堅し
如し

木山に生ず○鳥花に鳴く○馬野に走る○月圓くして玉の如し○地圓くして玉の如し○飯堅くして石の如し

第十四教

一人 一本 手 足 分つ 合す
引く 残る

人に二の手あり○十の玉を五人に分つ○一人の手と足とを合すれば四本あり○百の内より六十引て四十残る

第十五教

角 尾 毛 髪 髭 魚 蛇 坊主
牛に角あり○犬に尾あり○魚に毛なし○蛇に足なし○女に髭なし○女にも男にも髪あれども坊主には髪なし

第十六教

風 雨 雪 大木 大石 吹く 増す
倒す

風吹く○雨降る○雪降る○大木家より高し○大石山の如し○春の雨河の水を増す○秋の風山の太木を倒す

第十七教

東 西 南 北 朝 夕 晝 夜
日は東より出で、西に入る○鳥、北より来て南へ行く○朝、家を出で、夕に歸る○晝は外にあり夜は内にあり

第十八教

海 陸 船 没す 逢ふ 追ふ 握る
噛む

人に逢ふ○馬を追ふ○手を握る○足を噛む○晝の風は海より吹き夜の風は陸より吹く○船、風に逢て海に没す

第十九教

金 土 煙 火 重し 輕し 熱し 冷し

金は土より重し○土は木より重し○火は熱し雪は冷し○煙は輕く石は重し○土は木より重くして金より輕し

第二十教

茶椀 烟管 煙草 筆 道具 器

文字 書く

器とは道具のことなり○烟管は煙草をのむ道具なり○茶碗は飯を喰ひ茶を飲む器なり○筆は文字を書く器なり

第二十一教

狐 鶏 鼠 猿 落る 攀る 乗る
折る

犬、狐を追ふ○狐、鶏を追ふ○猫、鼠を追ふ○猫、屋根より落る○猿、木に攀る○男、馬に乗る○女、馬より落て足を折る

第二十二教

宮 寺 柱 庭 建る 立る 破る
作る

宮を建る○庭を作る○門を破る○家の柱を立る○寺の坊主を見る○書物を破る子供は良き子供にあらず

第二十三教

讀書 手習 學者 物事 道理 教ゆ
習ふ 知る

讀書とは書物を読むことなり手習とは字を習ふことなり○物事の道理をよく知て人に教ゆる者は學者なり

第二十四教

智恵 力 腕 鄰 強し 弱し
大なり 小なり

親は大なり子は小なり○猫は強し鼠は弱し○西町のしろは鄰のふちより強し○智恵の力は腕の力より

強し

第二十五教

蒸氣船 蒸氣車 傳信機 鐵砲 速し

遅し 渡る 飛ぶ

蒸氣船は海を渡り蒸氣車は陸を走る○速きこと飛ぶが如し○馬は蒸氣車より遅し○傳信機は鐵砲の玉より速し

第二十六教

米 麥 田 畑 穀物 農業 百姓
者

米は田に生じ麥は畑に生ず○米も麥も穀物なり○田畑に穀物を作るを農業といふ○農業をする者は百姓なり

第二十七教

町人 職人 農 工 商 品物 賣る
云ふ

穀物を作る者は百姓なり○品物を作る者は職人なり○品物を賣る者は町人なり○この三の者を農工商と云ふ

第二十八教

衣服 物 奪ふ 無理に 借る 貸す
返す 取る

衣服を借る○書物を貸す○借たる金を返す○物を奪ふとは無理に取ることなり○借て返さずこれを奪ふと云ふ

第二十九教

葉 紙 墨 炭 青し 白し 黒し
赤し

葉青し○紙白し○墨黒し○炭黒し○日赤し○冬の雪白し○夏の木の葉青し○蒸氣船の烟黒くして墨の如し

第三十教

病人 老人 少年 藥 顔色 面
服す 紅なり

病人藥を服すとは藥を飲むことなり○顔色とは面の色なり○老人の顔色黒くして青し○少年の面白くして紅なり

第三十一教

夫婦 老夫 老婦 衣 桃 洗濯す
流る 刈る

老夫老婦とは老人夫婦なり○老夫山に行て草を刈り老婦河に行て衣を洗濯するとき桃流れて來りしと云ふ

第三十二教

誠 偽 虚言 盜賊 卵 四角 言葉
始

天を高しと云ふは誠なり○卵を四角なりと云ふは偽なり○偽を云ふ言葉は虚言なり○虚言は盜賊の始なり

第三十三教

午前 午後 八時 毎日 間 學校

樹 勉強す

乗る 子供は午前八時より學校に行て讀書を勉強す○午後四時家に歸て遊ぶ○毎日勉強の間は樹に攀り馬に

第三十四教

空 雲 驚 捕る 遊ぶ 浮ふ 沈む
隠す

鳥空に飛び魚、水を遊ぶ○木の船は浮び土の船は沈む○鶯猫を捕り飛て雲に入る○秋の夜の雲よき月を隠す

第三十五教

裏 表 傍 厩 井戸 土藏 近し
遠し

家の表に門あり門の傍に厩あり厩の裏に井戸あり井戸の傍に土藏あり○この井戸は厩に近くして門には遠し

第三十六教

前 後 左 右 馬車 二匹 人力車
人足

車を前に馬あり馬の後に車あり○馬車の前には右と左に二匹の馬あり○馬は馬車を引き人足は人力車を引く

第三十七教

齒 舌 指 蕃椒 味ふ 試る 甘し
辛し

酒を味ふ○力を試る○指にて紙の裏表を試る○砂糖は甘し蕃椒は辛し○齒は噛む道具なり舌は味ふ道

具なり

第三十八教

昔 今 話 共に 向て 語る 答ふ
問ふ

余問ふ○君答ふ○昔と今の事を語る○桃太郎の話を語る○犬に向て語れども答へず○父母と子供と共に語る

第三十九教

善人 悪人 大工 怨 恩 萬物
造る 忘る

善人は怨を忘れ悪人は恩を忘る○百姓は田に米を作り大工は町に家を作る○天は人を造りまた萬物を造る

第四十教

月日去て流るゝが如し子供も一人の男となり娘も一人の女とならん少年の間勉強すべきなり第一文字之教四十教言葉を知らんこと三百六これを讀みこれを書きこれを試て忘るゝことなくば第二文字之教を取て讀むべし

第一文字之教終

第二文字之教

第一教

爰に 二名 身 丈 名 瘦たる
肥たる 低し

爰に二名の人あり一人は肥て身の丈低し、一人は瘦せて身の丈高し肥たる者の名を權助と云ひ瘦たる人の名を八兵衛と云ふ

第二教

故に 少し 可らず 文章 上戸 下戸
酒客 餅

第二文字之教

權助は酒を好み八兵衛は餅を好む故に權助は上戸にて八兵衛は下戸なり○上戸のことを文章には酒客と書くこともあり○酒客は良き人と云ふ可らず故に子供は少しも酒を飲む可らず

第三教

一晝 一夜 一時 一分時 セカンド
平均 一箇月 一年

一晝一夜を一日と云ふ、一日を二十四に分てこれを一時と云ふ、一時を六十に分てこれを一分時と云ふ、一分時を六十に分てこれを一セカンドと云ふ○月に大小あれども平均して凡そ三十日を一箇月とし十二箇月を一年とす

第四教

禽獸 暑し 寒し 盜む 死す 談す
可し と雖ども

山には登る可し天には登る可らず○人と談す可し禽獸と談す可らず○餅は喰ふ可し石は喰ふ可らず○夏は暑しと雖ども冬は寒し○善人は死すと雖ども人の物を盜まず、人の物を盜むものはこれを悪人と云ふ可し

第五教

昔 或る 處 翁 婆 慾 主人
留主 雀 糊 其 深き 飼ふ 由る
怒る 放つ

昔或る處に良き翁と慾深き婆あり翁は山に木を切りに行き婆は河に洗濯に行きたり
婆、河より歸て見れば家に飼たる雀、主人の留主の間に其朝、婆のねりたる糊を殘らすなめたるに由て大に怒り雀の舌を切て放たり

第六教

或人 書生 天下 大言 支配す
 明に 亦 信ず 疑ふ 勝つ 治む
 云く

娘云く余よく書物を讀む○犬云く余よく猫を捕る○鳥云く余よく空を飛ぶ○或人云く余よく天に登るとこの言は信す可らず○子供云く余よく馬に乗て水を遊ぶとこの言は信す可し亦疑ふ可し○人足云く余よく書物を讀て明に物事の道理を知るとこの言は疑ふ可し○鼠云く余よく猫に勝つとこの言は大言なり○書生云く余よく天下を支配してこれを治むとこの言は大言なり

第七教

時刻 今朝 面會 既に 過る 起る
 得る 後る

春過て夏既に來る○朝起て日既に高し○時刻既に後れて蒸氣車に乗ることを得ず○今朝の餅は既に長

松に喰はれたり○今朝余が君の家に行きしとき君は既に外に出で、留主なりしゆへ面會することを得ざりしなり

第八教

盡く 悉皆 芋 池 軍 兵隊 屯所
 用意 衣裳 死す 涸る 整ふ

人は盡く死するものなり○人は悉皆死するものなり○女は悉皆芋を好む○子供は悉皆砂糖を好む○池の水涸れて魚盡く死す○軍の用意既に整ひ兵隊は盡く屯所を出たり○衣裳の用意既に整ひ三人の娘手を引て出つ

第九教

下女 地球 古人 兩人 誤解 誤る
 思ふ 同じ

時刻を誤る○日を誤る○猿誤て樹より落つ○下女誤て茶碗をわる○娘誤て指を切る○地球を四角なるものと思ひしは古人の誤なり○兩人とは二人のことなり○兩人の兩の字は兩手の兩の字に同じ○兩人と書きたるを兩人と讀むは誤解なり○西の字を兩と讀むも亦誤解なり

第十教

形 用 世 中 無學 文盲 爲す
似る

月の形圓し○にぎり飯の形、三角なり○猿の形、人に似る○船は海を渡るための用を爲す○煙管は煙草をのむための用を爲す○物事の道理を知らざるを無學と云ひ文字を知らざるを文盲と云ふ無學文盲なる人は世の中にありて世の中の用を爲さず○或人云く金一兩二兩の兩と云ふ字は或は西と讀むこともありとこの人は無學文盲にして形の似たる文字を見誤りたる者なり

第十一教

大坂 新聞 同處 珍しき 火事

手拭 被る 躍る

大坂より傳信機の新聞を得たりしに今日午後三時より同處には火事ありしと云ふ○或る家の猫手拭を被て躍りたりと云ふ者あり珍しき新聞なれども信す可らず○或る書生讀書を勉強せずして飯を喰ひ過ぎ病人に爲りたりと云ふ珍しからぬ新聞なり余思ふにこの書生は朝、起ることも遅かる可し

第十二教

産物 處々 瀬戸物 陶器 絹糸 綿
食物 日本 河内 肥前 外國
出来る 輸出す 積出す 多き 倒に

産物とは處々の地に出来る品物なり○産物の二字を或は倒にして物産と書くこともあり○瀬戸物は肥前の産物なり綿は河内の産物なり○瀬戸物のことを或は陶器と書くこともあり○日本の産物多き中にも、おもなるものは米麥、絹糸、茶なり米麥は日本人の食物と爲し絹糸、茶は外國へ輸出す○輸出するとは積出すことなり

第十三教

商賣 交易場 横濱 長崎 箱館
 我國 日に 輸入す

品物を賣買することを商賣と云ふ○外國人と商賣する處を交易場と云ふ○日本にて大なる交易場は横濱、長崎、箱館なり○交易場にては日に我國の産物を輸出し外國の産物を輸入す

第十四教

學問 成長 種 苗 港 湯 未だ
 必ず 沸く 照る 蒔く 怠る

人未だ來らず○夜未だあけず○日既に高くして子供未だ起きず○下女云く湯は既に沸きたれども飯未だ出來ず○風悪くして船未だ港を出でず○雨降りし後は日必ず照る○種を蒔けば苗必ず生ず○學問を怠る子供は成長の後必ず無學文盲の人と爲る可し

第十五教

飛脚 力役 身分 政府 役人 仕事
 象 心 易し 難し 以て 働く

手を以て働く者は職人なり○足を以て働く者は飛脚なり○鼻を以て働く者は象なり○心を以て働く者は學者なり○手足を以て働くことを力役と云ふ○力役は易し學問は難し○難き仕事をする者を身分重き人と云ひ、易き仕事をする者を身分輕き人と云ふ○政府の中にも高き役人は心を以て働くが故にこれを身分重き人と云ふ可し

第十六教

虎 鷹 鯨 血 類 集る 交る
 温なり

猫は虎の類なり○鷹は鷲の類なり○鯨の血は温なり故に魚の類にあらず獸の類なり○虚言を云ふ者は

盜賊の類なり○外國人も日本人も同じ人の類なり○類を以て集るとは善人は善人と交り悪人は悪人と交るを云ふ

第十七教

芝居 妻 上達す 寝る 此 斯る

斯の如く 又

茶を飲て又水を飲む○横濱に行て又大坂に行く○此男は酒を飲みし上に又餅を喰ふ斯る男は上戸とも云ふ可し亦下戸とも云ふ可し○此子供は起て喰ふて又寝るのみ毎日毎夜斯の如くしては學問の上達することなかる可し○此娘は芝居を好むのみにて書物を好まず斯の如くしては成長の後、人の妻と爲ること難かる可し

第十八教

疊 尺 巾 枚 坪 四方 一反

一畝 一步 地面 數 何程

疊の長さは六尺、巾は三尺なり疊二枚の廣さを一坪と云ふ故に一坪は六尺四方の廣さなり百姓の言葉に地面の廣さ三百坪を一反と云ふ一反を十に分て一畝と云ふ一畝を三十に分て一步と云ふ故に一步は一坪のことなり一畝は三十坪なり一反は三百坪なり○爰に三反四畝一步の畑あり其坪の數何程なるや

第十九教

左官 壁 鑄物師 鍋 建具屋 戸
障子 仕立屋 釜 務 世帯 塗る

家を建るは大工の仕事なり○壁を塗るは左官の仕事なり○戸障子を作るは建具屋の仕事なり○鍋釜を作るは鑄物師の仕事なり○衣服を作るは仕立屋の仕事なり○茶碗を賣るは瀬戸物屋の仕事なり○外の務は主人の仕事なり○内の世帯は妻の仕事なり○子供には斯る仕事なし故に讀書手習を以て仕事と爲すなり

第二十教

東京 地形 土臺 座鋪 普請 檜
 杉 板 瓦 据る 置く 張る 葺く
 成る 住居す 平に

東京の町にて地面を買ひ其廣さ五百坪あり地形を平になをして石を据へ檜の土臺を置いて、杉の柱を立て、壁を塗り、板を張り、屋根は瓦にて葺き、座鋪には疊をしき普請既に成りし上にて其家に住居せり

第二十一教

柳 桐 松 昨日 枯る 焼る 宜し
 唯

九人の兄弟の内八人死して唯一人残る○秋の風に柳の葉も桐の葉も枯れて唯松と檜の葉のみ青し○昨日の火事に住居の家は盡く焼けて唯土藏のみ残る○子供は唯書物を讀むのみにては宜しからず讀書の

間には樹にのぼり、又は水を遊て遊び樂む可し○田に出來たる米は悉皆政府に取られて百姓は唯麥と芋のみを喰ふ

第二十二教

梯子 旅行 婚禮 弔 席 棚 臺所
 笑ふ 荷ふ 着る 都合 不都合

梯子を荷ふて旅行するは不都合なり○婚禮の席にて泣き弔に行て笑ふは不都合なり○臺所の前に井戸あるは世帯のために都合宜し○身の丈高き男は棚の物を取るに都合宜しと雖ども人の衣服を借て着るには不都合なり○虚言も始は都合宜しきに似たれども後には必ずこれに由て不都合を生ず可し

第二十三教

田舎 往來 海岸 時計 埋む 掘る
 古き 新しき 新に 別に 奇麗

名づく

新に山を開て田舎に往來する道を作りこれを新道と名づく○新に海を埋めて町と爲しこれを海岸の新道と名づく○世の中には山を掘て金を出たす者もあり、地を掘て金を埋る者もあり○古き鐵砲を賣て新しき時計を買ふ○よき子供は芝居を見ずとも別に樂むことあり○別に奇麗なる家を建て、祖父祖母の住居と爲す○古き馬車は其まゝ、殘して別に又人力車を買ふ

第二十四教

安全 安危 喧嘩 家内 危し 睦し
背く 在り

猿の樹にのぼるは安全なり子供の屋根にのぼるは危し○新しき蒸氣車に乗て陸を走るは安全なり○古き船に乗て海を渡るは危し○誠ある人の身は安全なり○偽を云ふ人の身は危し○兄弟姉妹睦しくして父母の言を聞けば家内安全なり○親子喧嘩すれば家内危し○人の身の安危は誠と偽とに在り

第二十五教

敵 雨露 藝 防ぐ 守る 助く
學ぶ 若き

兵隊は敵を防て國を守る○犬は盜賊を防て家を守る○屋根は雨露を防ぎ戸障子は風を防ぐ○兄は弟を助け親は子を助く○老人を助けて往來するは年若き者の務なり○藝は身を助くとは人に學び得たる藝あれば其身のために爲ると云ふことなり○學ばざる子には藝なかる可し

第二十六教

竈 桶 皿 火鉢 膳 飯櫃 夜具
蒲團 帷子 單衣 裕 綿入 帶
羽織 机 硯箱 入用 成就 欠く
一切 一揃 等 左 右

家の普請既に成就せし上、入用の品は左の如し竈、桶、皿、茶碗、鉢、火鉢、膳、碗、飯櫃、等世帶

道具一切、夜具、蒲團、帷子、單衣、袷、綿入、帶、羽織、等夏冬の衣服一揃なりこれを衣食住の品と云ふ○右の外に机、硯箱、筆墨紙も欠く可らざるものなり

第二十七教

人形 景色 銘酒 徳利 菓實 世間
異見 孫 愛す 悪む 親しむ 相互に

娘は人形を愛す○子供は犬を愛す○學者は山河の景色を愛す○酒客は銘酒の徳利を愛す○子は父母を親しむ○孫は祖母を親しむ○女は芝居と衣裳とを好む○子供は砂糖と菓實とを好む○善人は人の虚言を悪む○悪人は人の異見を悪む○世間の人に交るには相互に悪む可らず相互に親しみ愛す可きなり

第二十八教

終日 何事 死人 意味 趣意 字義
合點 等し 解す 徒に 細に 詳に

紙の白きこと雪に等し○顔の黒きこと墨に等し○終日何事をも爲さざる者は死人に等し○字を讀むことを知つて其意味を知らざる者は字を知らざる者に等し○文章を解すことを知て其道理を知らざる者は文章を解さざる者に等し故に讀書の趣意は徒に紙數を多く讀むよりも少しく讀て細に其字義を解し詳に其道理を合點するに在り

第二十九教

無病 都會 奉公 騒動 休日 朋友
錢 願ふ 求む 尋る 失ふ 拾ふ

父母の無病安全を願ふ○世間の新聞を求む○都會に出で、奉公の口を求む○良き種を求てこれを蒔く○職人は錢の多からんことを願ふ○奉公人は休日が多からんことを願ふ○田舎の男東京に来て昔の朋友を尋る○火事の騒動に由て一枚の羽織を失ふ○人の失ひし物を拾ふことあらば必ず其主人を尋てこれを返す可し

第三十教

講釋 途中 遠國 端 橋 塾 惡事
 焚く 眠る 終る 殺す 於て

下女、臺所に於て火を焚く○書生講釋の席に於て眠る○途中に於て飛脚に逢ひ遠國の新聞を聞く○日本よりアメリカに至るまで傳信機あり○此町の西の端より東の端に至るまで四の橋あり○塾の講釋は毎日朝より始り晝十二時に至て終る○雨降りて水の至らざる所なし○此男は偽を云ひ物を盗み家を焼き人を殺す等其惡事至らざる所なし

第三十一教

約束 違約 掛合 様々 双方 鳩
 豆 使 遣る 違ふ 定る 與ふ

鶏に米を與ふ○鳩に豆を與ふ○使を遣る○豆の使に鳩を遣るは危し○猫に魚を守らしむるは危し○人を遣て商賣の事を掛合ふ○様々掛合の上双方の約束始て定る○約束は既に定りたれども未だ其品物を與へず○約束を違ふることを違約と云ふ違約は虚言なり○虚言を云ふよりも、もの云はざるを良しと

す○違約するよりも約束せざるを良しとす故に出來難きことは初より約束す可らず

第三十二教

工夫 眞似 狂人 西洋 縫ふ 醉ふ
 能はず 非ず

酒に酔て躍る人は狂人の眞似する者なり○人力車を引く者は馬の眞似する者なり○日本の水車は西洋人の工夫を眞似たるものに非ず○飯をよく炊くは下女の工夫に在り○衣服をよく縫ふは娘の工夫にあり○蒸氣の道具は西洋人の工夫なり○文字の教は福澤の工夫なり○眞似する者は工夫すること能はず

第三十三教

自由 自在 進退 一步 兵卒 進む
 退く 烈し

強き犬は虎に向て進む○弱き兵卒は敵を見て退く○風烈しくして船進むこと能はず○蒸氣船は進むも

退くも自由自在なり○肥たる男は進退不自由なり○一日勉強して二日忘るは一步進て二歩退くが如し
○進むこと速きものは退くことも亦速し○進むのみにて退かざるものは鐵砲の玉なり

第二文字之教終

文字之教附錄

手紙之文

明治六年十一月發兌

文字之教附録

端書

第一第二文字之教を習ひ既に其文字を読み書きするに差支なきに至れば手紙の文言を稽古す可し譬へば一段の文言に右之段御尋申上候とありこの文言を読む法、先づ右の字は第一文字之教の第三十六教にあるゆへこれを記憶する筈なり之の字は表題の文字之教の之の字に同じ、段の字は一段の段の字に同じ、御の字は御手紙の御の字に同じ、尋の字は第二文字之教の第二十九教にあり、申上候はこの一段の題字に出したれば文言の内一字としてこれまで習はざるものなし唯文字の眞と草とを見分るこ
とむづかしきのみ文字の眞草は節用字引を用ひて知るべし明治六年八月二十九日著者記す

文字之教附録

一段

一筆 申上候 御手紙 拜見

一筆申上候○御手紙拜見いたし候○手紙を以て申上候○此段申上候○此段手紙を以て申上候○右之段御尋申上候

二段

機嫌能 目出度 奉存候 御返詞 承知
被下 可被下 難有

御機嫌能目出度奉存候○御返詞被下承知いたし候○御承知可被下候○よき御品被下難有奉存候○目出

度御事に奉存候

三段

様子 次第 取計 頼 差上 通り
参 不参

御様子御尋申度候○右之次第申上候○宜しく御頼申候○宜しく御取計可被下候○此筆一本差上候○田舎より使の人参り候○未返詞不参候○右之通り○左之通り

四段

御坐候 天氣 私方 可申候 御宅
可被成 遣 早く

よき天氣に御坐候○今日私方へ御出可被下候○明日御宅へ参り可申候○一日も早く御歸り可被成候○御返詞御遣し可被下候○これまでの通り御頼申候○私方より奉願候

五段

態々 恐入 候得共 差支 由 致方
無之 有之

態々御出被下恐入候○天氣は宜しく候得共差支有之参り難く候○今日之御出を待候得共御差支之由致方無之候

六段

毎度 世話 此度 相替 相成 間敷
無事 何れ

毎度御世話に相成難有奉存候○春に相成候ても寒く御坐候○此度大坂より手紙参り候○子供五人何れも無事なり○東京の町にも相替事無之候○偽は申間敷候○悪き品は差上申間敷候

七段

持參 預 慥に 相違 困入 驚入
届 憚

御持參の御品慥に預り申候○御預りの手紙は相違なく届け申候○日々の雨には困入候○昨日の大風には驚入候○憚ながら此書物御届け可被下候○毎度申上候通り私方には差支有之候

八段

承り 珍敷 結構 戴き 菓子 郵便
書狀 禮

横濱より郵便にて書狀參り珍敷新聞を承り候○結構なる御菓子戴き難有候○御目にかゝり御禮可申上候○様子次第にて書狀遣可申候

九段

相談 取極 出立 近日 日限 金子

相分り 積り

兄弟にて相談致し候○相談の上にて取極候○未だ何とも取極不申○明日出立の積りに御坐候○何れ近日出立の積りに候得共何日と申事は未だ取極不申○日限相分り次第可申上候○今朝御遣しの金子五拾兩慥に預り置申候

十段

老母 病氣 唯今 追々 快く 醫師
取寄 看病 行届 家内 多人數
手廻り

老母病氣之由申參り唯今より宅へ歸り候○母之病氣も追々快く相成候○村中によりき醫師無之困入候○藥は東京より取寄候○何事も不自由に御坐候○看病も行届不申○家内多人數にて手廻り不申○昨日は御手紙にて母の病氣御尋被下難有奉存候

十一段

流行 眼病 相煩ひ 夜分 無據
 用事 參上 便利 不思議 嚙々
 扱々 兼候

流行之眼病相煩ひ夜分は書物も見へ兼候○今日は無據用事有之御宅へ參上仕兼候○御眼病之由嚙々御困りの事と存候○始て蒸氣車に乗り横濱へ參り候扱々便利なるものなり○鈴ヶ森にては馬が話いたし候由扱々不思議なる事に御坐候

十二段

夫々 荷物 片付 明後日 轉宅
 此間 損し 一寸 俄に 罷出
 被仰下 召仕

夫々荷物も片付候に付明後日轉宅の積りに御坐候○私方の家は此間の風にて損じ候に付上町へ轉宅致

し候○唯今御相談の事有之に付一寸御出被下度候○俄に出立に付留主中の事は召仕の者へ夫々申付置候○唯今御用に付御宅へ罷出候様被仰下承知致し候○無據次第に付申上候

十三段

晝時 案内 夕刻 差圖 萬事 今以て
 心配 如何 候は、 居 便 哉

明晝時御出被下度此段御案内申上候○晝時御差支に候は、夕刻にても宜しく候○始て罷出萬事不案内ゆへ宜敷御差圖奉願候也○權助事今以て歸り不申大に心配いたし居候○同人より便無之如何致し居候哉と心配仕候○如何取計可申哉御尋申上候

十四段

滯留 色々 厚く 深切 被成下 忝
 丁寧 取扱 鹿末 印 進上 杖

此度滞留中は色々御世話に相成候○厚く御禮申上候○御深切に被成下忝奉存候○御丁寧なる御取扱に預り忝奉存候○龜末の品に候得共御禮の印までに進上仕候○此紙は御子様方へ進上致し候○此杖は御老人様へ進上仕候

十五段

先刻 花見 同道 折角 斷 甚
入用 拜借 氣の毒 旨 則 請取

先刻八兵衛殿私方へ参り明日花見へ同道可致様被申候○折角御案内被下難有候得共明日の處は御斷申上候○甚だ申上兼候得共無據入用に付金子百圓拜借奉願候○無據金子御入用の由に候得共唯今用意無之に付御氣の毒ながら御斷申上候○金子御入用の旨被仰下承知いたし候則御使へ百圓相渡し候間御請取可被下候○先日拜借之金子百圓御返し申候間御請取可被下候

十六段

親類 周旋 先生 入塾 雇 盛

教師 教授

私義此度親類相談之上學問のため東京へ罷出同處浮世小路豎板水四郎君之周旋を以て明殼町一丁目有名堂無實先生方へ入塾致候處中々盛なる學校にて塾生の數三万三千三百三十三名當時雇入之外國教師は英人シユウメイカル米人セイロルの兩人日本教師は洞尾福太郎、吳摩嘉七郎、摺子義一郎先生等七八名にて日々教授被致候

十七段

旦那 御新造 不快 早速 部屋 氣長
養生 仕合 不足 安心 序 足袋

當家へ奉公の後何も不自由の事無之日那も御新造も誠に御深切既に先日私事少し不快にてやすみ候處早速寸伯様の御藥戴き御新造は朝夕私の部屋迄御たづね氣長に養生可致やう被仰下候ほどの仕合私的身に取り何ひとつの不足無之候間御安心可被下候

一 追々寒さに相成候間裕一枚足袋二三足御序のせつ御遣し可被下候

十八段

骨折	朝晩	掃除	給金	圓	錢
小遣	澤山	辛抱	認	自筆	御覽

私事當地にて奉公致し候得共田舎と違ひ骨折仕事は少く唯朝晩掃除町使等氣を付け働くばかりに御坐候

一 給金は一ヶ年拾五圓に定り毎月の小遣五十錢づゝにて澤山に候間給金之内毎年九圓づゝ残り五ヶ年辛抱致し候得者四十五圓の金は出來可申候

一 私事夜分は手習いたし又は文字之教と申書物にて手紙の書きやうも習ひ則此手紙は私の認めたる自筆に候間御覽可被下候

十九段

返上	催促	急に	今暫	猶豫	最早
----	----	----	----	----	----

早々 返濟

昨年五月中拜借之金子急に御入用に付返上可致様御催促之旨承知仕候○度々御催促に預り恐入候○今暫く御猶豫被下度候○最早猶豫致し候儀出來不申○早々御返濟被下度候○毎度御催促申御氣之毒なれども速に御返濟を願ふ也

二十段

彌	發足	幾日計	面倒	調	歸郷
持歸	眞書筆	拾對	初編	附録	
拾貳部	若し	新版	翻譯書	殘金	

明日は彌御發足の由天氣も宜しくよき御都合なり先方幾日計の御滞留に候哉相伺候御面倒恐入候得共御滞留中左の品御調御歸郷のせつ御持歸り奉願候

一煙管

壹本

代金十五錢位の品

文字之教附録

一眞書筆

拾對

同 壹對に付四錢位の品

一文字之教 初編拾貳部

附錄共三冊代金三四十錢の由承り候

一時計

壹つ

代金拾圓位の品

右之品代金として金拾五圓差上置候間若し殘金御坐候はゞ新版の翻譯書御調被下度相願候也

二十一 段

乘船	安産	出生	見舞	一折	利足
借用	證文	手掛り	人物	絶而	相場
景氣	舶來	小間物	仕入	積送	店
繁昌	何卒				

御乗船後當方何も相替事無之母様始子供皆々無事子供は日々學校へ參り候御安心可被下候

當月二日上町おたこ様安産女子出生芋七どのへは兼ておまへ様も御こんゐの事に付見舞として菓子一折進上いたし候

同四日直右衛門より三月二日貸金千貳百圓利足とも返済に付金子請取り借用證文はさし返し候

同日山四郎參り此節よき商賣の手掛り有之に付金八百圓借用致し度との事に候得共兼ての人物不安心ゆへ斷り申候

御出立後も絶て雨降り不申田畑水切れにて米の相場は日々景氣宜しく候

東京横濱にて舶來小間物の相場は如何哉都合次第澤山に仕入御積送り被下度候御留主中店は繁昌に候得共女ばかりにて心配多く困入候何卒一日も早く御歸り被成候様相待候

二十二 段

一條	町内	寄合	不取敢	戸長	懇意
今般	街道	殺害	始末	於て	残念

證據 多分 所爲 推察

此度之一條に付ては村方一同大に心配仕候○町内の者共寄合いたし不取敢戸長迄届け置候○與一兵衛へは私も兼て懇意罷在何事に寄らず同人へ相談致候位の處今般山崎街道にて殺害に逢ひ候始末私に於ても誠に残念に御坐候右殺害に付未だ慥なる證據は無之候得共多分定九郎の所爲と推察致し候

二十三 段

心得 只管 儘 被仰聞 諭し 趣
併し 左候得ば 家來 考 人間
目當 緊要 假令ひ 當然 從ふ

父母と主人とは無理を云ふ者と心得何事に寄らず只管父母主人の申儘に従ひ可申様御諭しの趣承知仕候併し無理とは道理なき事と申儀に可有之左候得ば主人と父母の心正しからずして家來たる者又は子たる者へ人を殺し物を盗み候様申付候節は如何可致哉私の考には人間は唯道理を目當に致すこと緊要

にて道理に背く事は假令ひ父母主人の差圖といへども従はざる方當然の儀と心得候

二十四 段

議論 相分り 辨へ 辨別 非 譬へば
誰 入込 事柄 固より 唱 心掛

人間は唯道理を目當にいたし理に背く事は父母主人の申付にも背き差支無之旨御議論の次第相分り候併し世の中の事に付理と非とを辨へ候は中々難きことにて譬へば人を殺し物を盗むの悪事たるは誰も心得此一段に至ては父母主人の言に背くも固より差支無之候得共少し入込たる事柄に至ては無學文盲にて其道理を辨別致し候儀逆も出来不申私の考には只管口にて道理々と申唱へ候より銘々の身に學問の心掛いたしよく事の理非を辨別して後に道理を唱へ候儀人間第一の務と存候

二十五 段

漢法 醫道 廢す 止め 血稅 運上

始末 戸籍 人別 團子 紛失 尤
 舊曆 家業 妨 不審

一 漢方醫道を廢すると申は井戸を止めにして埋るの儀には無之醫道と井戸とは文字同じからず候
 一 血税とは人の血を取ることにあらず運上に血を取り集め候ても其始末に困り可申
 一 戸籍を調べ人別を改め候は娘を外國へ渡すためにあらず假令ひ渡し候とも無學文盲役にも立たぬ
 女の子は先方にて請取申間敷候

一 十五夜に圓き團子の紛失致し候事ならば御心配の段も御尤に候得共圓き月を御覽不相成とて御家業の御妨には相成間敷舊曆新曆の儀に付御不審も候はゞ改曆辨と申書物御覽可被成候

二十六段 前段の續き

舊知事 時勢 占ひ 判斷 自分
 失物 稼ぎ 針金 交通 合圖 仕掛
 便利 迷惑 至極 一揆 損亡 割前

界 暫く 見合

一 舊知事様御歸りを御待兼の由に候得共時勢を以て占ひ候處待ち人來らずと申判斷に御坐候まらびとに付御心配被成候より御自分の家に失物無之様働き稼ぎの御心掛第一の事に候
 一 かの長き針金は傳信機と申し遠國へ交通の合圖いたし候仕掛にて皆様方の御便利と存じ色々心配の上出來候處右を日本と外國との界など被仰立候ては誠に迷惑至極に御坐候
 一 右等の儀に付一揆を起し候ては日本國中の損亡に相成其割前は御同前人別のあたりに掛り候事ゆへ一揆の御相談は皆様方の學問御上達迄暫く御見合被下度深く奉願候也

二十七段 此一段は惡文の例なり

僕數年前より宇内の形勢を洞察し國元にて新に不毛の地を開拓し専ら農を勸るの目的にて桑茶等も植付候處何分にも財本に乏しくして遂に其事を果さず尙又水理礦山器械の事に付見込有之再三縣廳へ建白致し候得共折節長官の面々轉任の際に當り僕の建築も採用不相成爾後坂地に遊び同處の景況を察するに其地勢正しく皇國の中央に位し人戸稠密、市街壯麗、舟楫の利、陸運の便、四通八達、來往自在左には京師の富實あり右には神戸の繁榮ありて相共に其羽翼を爲し凡そ天下の富商大賈争て此地に

輻湊せざる者なし全國の富有十分の八九は大坂にありと云ふも亦溢言に非ず既に地の利を占め又金の權あり商法のためには實に海内無比の要地と云ふ可きなり唯如何せん不開化の商人等私利を營むに汲々として大業を企るを知らず蠢爾として舊物を墨守するのみ僕これを傍觀するに忍びず乃ち一策を案じ今此大都會に於て盛に航海の術を開き貿易の商社を建て其方法は専ら新奇を求めて他の糟粕を嘗めず人に先て人を制するを旨とし茶、絹絲等の如き尋常の物品は既に已に陳腐に屬したれば斷然これを取扱ふことなくして更に世間未發の貿易品に眼を着し皇國製造の武具、馬具、膳碗、火鉢、行燈、疊、建具、下駄、雪踏、草履、草鞋、夜具、蒲團、足袋、頭巾、其外一切古着の類、婦人髪飾の品は櫛笄、元結、鬢附の類、食料は味噌、梅干、澤庵の類を撰び是等の物品は人間普通の需用品にて世の貿易家未だこれを輸出することを知らざるものなれば今、人に先て此貿易の權を我商社の一手に握り皇國內の開港場へ運輸するは勿論或は上海、香港へも往來し遠くは西洋諸港に至り五大洲の人民と廣く貿易の道を開くことあらば皇國の商法更に一面目を改め三年を出ずして英亞諸國の商社を壓倒し我皇國をして世界第一の富國たらしめ皇國既に富み皇兵も亦從て強盛を致し、皇道以て振ひ皇法以て立ち皇威は輝き皇名は轟き五洲の人民皇風に靡いて皇德に化せんことこれを掌に指すが如し斯の如くなれば則ち上は以て皇恩萬分の一を報じ下は以て皇民福慶の基礎を開くを得んと獨り自から心に決し東走西馳百

方説諭を費すと雖ども嗚呼天なる哉大坂の町人輩一人として僕が策に従ふ者なし

右の次第にて徒に三四年の星霜を過ぎ目今に至ては一身活計の方法もなく春來舊友の家に食客相成居候處内實は同家の細君客を待遇するに禮を失し僕竊に憤懣に堪へずされども今去らんと欲して他に依頼す可き處もなく進退惟谷の場合に陥り當惑の次第に候何卒右の情實愍然と被思召可然官途へ御推舉被下度實は奉任以上を企望致し候得共差向の處窮鳥枝を撰ぶに遑あらざれば抱關擊柝固より辭する所に非ず等外出仕にても謹て拜命仕度候間幾重にも御周旋奉願候也

この二十七段の手紙は事柄も馬鹿らしく文言も馬鹿らしく文字も亦馬鹿にむづかしきものを拾ひ集め皇の字などをむやみに用ひてありもせぬ熟字を作り實に取りどころもなき難文なれば決して手本と爲す可きものに非ざれどもこれを一段と爲して卷末に記したる趣意は世間に折々この體の難文ありて讀む人を苦しめ或は少年の輩これを見て文言の悪きことを知らず徒に其眞似をせんとて時を費す者も多きゆへわざと心得のために一例を示したるなり都て文章はむづかしくして學者の作に似たるも事柄は至極馬鹿らしくして笑ふ可きものあり元來文章と事柄とは全く別ものにて、つまらぬ事もむづかしく書く可し大切なる事も易く書く可し難き字を用る人は文章の上手なるに非ず内實は下手なるゆへ、ことさらに難き字を用ひ人の目をくらまして其下手を飾らんとする歟又は文章を飾

るのみならず事柄の馬鹿らしくして見苦しき様を飾らんとする者なり譬へば本文の末の段を易く書けば左の如くなる可し

右の次第にて徒に三四年をすごし唯今となりては獨身の世渡りにも困り春以來友達の家に居候いたし候處家内にあいそをつかさねれ私も心の内には立腹いたし候得共今更何處へと申し依りすがる可き先きもなく途方に暮れ候次第何卒憐れと被思召、よき役人の口へ御取持被下度實は給金の多き方を望み候得共差向の處金の多少を可申場合に無之門番にても小使にても不苦候間幾重にも御世話奉願候

斯く易く書けば誰にもよく分り随分讀みやすき文章なれども丸出しにては見苦しきゆへ無益にむづかしき字を用ひて其見苦しき様を飾る趣向なり

今の世の中に流行する學者先生の文章と云ふものも其樂屋に這入て見れば大抵この位の趣向なるゆへ少年の輩必ず其難文に欺かれざるやう用心す可し其文を恐るゝ勿れ其人を恐るゝ勿れ氣力を慥にして易き文章を學ぶ可きなり

文字之教附録終

會 議 辯

明治六年
發行

會 議 辯

總 論

日本にては昔の時代より物事の相談に付き人の集りて話をするとき其談話に體裁なくして兎角何事もまともりかね學者の議論も商賣の相談も政府の評議も市在の申合せも一として正しき談話の體裁を備へ明に決着を爲したることなし事物に體あらざれば徒に時日を費し隨て又費用を失ひこれがため成る可き事をも成し得ざること多し方今學者は全國に知識見聞を博くせんと云ひ工商は社を結て國を富さんと云ひ政談家は民會を開て國事を謀らんと云ひ、何れも皆文明進歩の徴候にて其事は悦ぶ可し其人の志は好す可しと雖ども事實に於て未だ一も行はれたるものあるを聞かず畢竟其事の大切なるを知て之を實に施すの方法順序を知らざればなり其方法の第一着とは何ぞや集會談話の體裁即是れなり

集會の體裁を學ぶは兵士の訓練をするに異ならず百萬の勇士ありと雖ども坐作進退の節度あらざれば戰爭に用ゆ可らず今の士民も亦斯の如し蘇張の才辯あるも陶朱の富有あるも「フランクリン」の政才

「ニウトン」の學力と雖ども衆と談じて事を謀るに非ざれば世のために益することなる可し況や「フランクリン」に非ず「ニウトン」に非ざる者をや必ずしも人と智見を交易して互に其未發の才を引出し以て大に成す所なかる可らず

集會の利益斯の如くにして其未だ世間に行はれざるは何ぞや唯これに慣れざるのみ昔西洋訓練の我邦に始て行はれんとせしとき其事の難きこと譬へん方なし僅に一冊の譯書に據り假に隊長を設て衆士を指揮するに指揮する者も慣れず指揮せらるゝ者も慣れず訓練は既に始りたれども過半の兵士は未だ辨當終らず右と令すれば左に向ひ進めと云へば立て止まり或は不意に鐵砲を放て一隊の將士を驚かす等の間違を生じて見物の人も笑ひ訓練の兵士も笑ひ遂に一日の訓練は共に止て兵士の行く所を知らず唯訓練場に辨當箱と鐵砲の打捨たるあるのみ其亂雜も亦甚しと云ふ可し然るに僅數年の習慣にて今日に至ては又此亂雜あるを聞かず僻遠の土民を募て兵隊に編入するも數日にして練兵と爲る可しこは昔の人と今の人と智愚の異なるに非ず唯慣るゝと慣れざるとの相違あるのみ今士民の集會も亦此の訓練の如く僅に時日を費して其方法を求めれば必ず一種の體裁を成すこと疑を容る可らず固より此集會も所謂訓練の初なれば必ず亂雜もあらん不都合もあらんと雖ども到底成る可きの見込あれば何ぞ一時の不都合を恐るゝに足らん唯進て取る可きのみ凡そ西洋各國に於ては人間百事公私を問はず皆この集

會に由て決を取るの風なり西洋人も人なり日本人も人なり人にして人の爲す事を爲し得ざるの理なし依て西洋の諸書を參考して集會の大概を示す左の如し

集會を起す手續

先づ爰に村中申合せて道普請を思立たんとて此相談を企つる者兩三名あらんこれを發起人と云ふ發起人より村中へ案内の廻狀を出す其文言に云く

當村南北の村界より人力車通行の爲道路修覆の御相談いたし度就而は當九月六日午後七時木村一平宅へ御集會被下度御案内申上候也

發起人
何の誰
何の誰
月 日

高瀬村中連名様

若し其村に新聞紙の出版あればこれにも右同様の文言を布告す可し又この案内狀を出す前に發起人は其村中にては又は他所の人にては兼て人望のある然る可き人物を

見立て、これを招待して披露人の役目を頼む可し（披露人とは集會に出席して道普請の趣意を述べ是非とも之を思立べき次第を會席にて演説する者なり西洋の語にてこの役目を勤る者を「スピーカ」と云ふ何れ此人は學問もありて世俗の事にも通じたる老練の人物に非ざれば叶はぬことなり）此度び高瀬村の道普請に付き招待したる披露人は同村の學醫松山先生なる者なり

松山氏右の招待に應じて集會に出席す可しとのことを承諾するときは其趣を前の案内狀の端書に認む可し其文左の如し

尙以て松山棟庵先生へ會席の演説御願申候處承諾被致同日御出席の積に御坐候

發起人は右の案内狀を出して後に又發起人ばかりの寄合を催し其席にて會頭一人書役一人を撰ぶ（會頭を「チエイヤマン」と云ひ書役を「セクレタリ」と云ふ會頭は必ず其村永住の老人にして身元慥なる人物を撰ぶ可し）此度は深井仁右衛門を會頭廣澤才助を書役に撰びしに兩人共發起人頼談の趣を承諾したり

扱九月六日の夕刻となり村中の面々木村一平の宅へ集りたれども七時半までは何事も始ることなく思ひ思ひの坐席に扣居り雑話勝手次第なり但しこの半時は銘々時計の遅速もあることなればとて猶豫する什來なり

七時半の時計鳴るやいなや小泉信吉進み出で其口上に

皆様席へ御就き下さりませい

（この小泉信吉は發起人の内にも又は當日始て出席したる人にもよし都て集會の席にて言葉を述るには必ず椅子より立つ規則なり）

集會の人々は此口上を聞て雑話を止め席を正す（席に上下の別なし願くはすわるよりも椅子に腰掛けたきものなり椅子がなくなれば踏臺にても涼臺にてもよし）坐定りて小泉信吉又口上を述て云く

私は深井仁右衛門殿を此集會の會頭に撰び然る可く思ひますが皆様思召は如何でござります

（斯の如く事の相談又は議論を始て云出す者を「ムウエル」と云ふ「ムウエル」とは發言人又は發言者と譯す可き語なり）

右の口上を聞き甲斐織衛立て口上を述ぶ

私は小泉殿の説に同意でござります

始て發言するとき列坐の中より一人立て直に其發言に差添へ同意でござると聲を發する歟又は發言者の存念を助けて口上を述る者あり此事を「セカンド」と云ふ「セカンド」とは次、副、陪等の字義に當るゆへ、此人を差添人又は陪言人と名けて可ならん恰も發言人は仕手の如く陪言人は脇なるが如

し此度の發言人は小泉信吉にて陪言人は甲斐織衛なり都て何事に由らず説を發してもこれに次で陪言する者一人あらざれば衆評に掛けぬ規則なり譬へば村の博徒を撰で會頭にせんと云ふか又は百軒の小村に十萬兩の金を費して道普請せんなどの企を發言するとも之に次で陪言する者はなかる可し故にこの規則は集會の席に餘り法外なる説を持出さぬやうに用心するものなり

依て又小泉信吉會席の面々へ問を掛ること左の如し

深井仁右衛門殿を此集會の會頭に撰ぶと申すことは發言もいたして次で陪言もござりました就ては皆様方の内この發言に御同意ならば御同意と御發聲を願ひます

此口上に従ひ列席中同意の者は皆立て御同意でござると聲を發し終て又椅子に就けば小泉信吉又重ねて云く

御不同意の方は立て御不同意と御發聲を願ひます

(或は右の如く同意と不同意とを二度に問はずして御同意ならば御同意御不同意ならば御不同意と御發聲を願ふと一度に云ふて一度に可否の多少を決するも可なり)

斯の如く同意不同意とを問ひ同意の數不同意よりも多ければ小泉信吉又云く

同意の方に決しましたから仁右衛門殿は會頭の席へ御就き下されい

萬一此深井仁右衛門なる者非常に人望なき人物にて不同意の數多ければ小泉信吉云く

不同意の方に決しましたから發言は取消しました

斯く云ひ終て信吉又自から別に人物を指してこれを發言する歟又は其人撰を衆評に掛く可し

右は何れにても兎に角に人撰定りたる上は會頭は其席に就くことなり(これまでは會頭なきことなれば發言人も誰れに向て言を述ると定りたる相手あらざりしかども此後は皆會頭を主人と視做し、これに向て説を述べ又これに向て人の説に答へ恰も會頭を以て集會の中心と爲しこれを以て會員問答の取次と爲すなり)然るとき又こゝに發言人中川彦次郎なる者椅子より立て

私は廣澤才助殿を當集會の書役に撰び然る可く思ひますが列坐皆様方の思召は如何でござりますと會頭に向て口上を述べ此發言に次で陪言する者あり會頭は椅子より立て此發言と又引續て陪言を聞き(會頭は人の口上を聞くとき決して脇を見る可らず必ず其人の方に向ひ耳を傾けて詳に口上を聞く可し)乃ち列坐の面々に向て問を掛け其決議を取るの法は會頭を撰したる時の手續の如し

書役撰擧の決議を取り廣澤才助は會頭の差圖にて書役の席に就き集會の體裁始て整ふたり(此度高瀬村道普請の集會は一時のとにて且評議のむづかしき事柄にも非らざるゆへ會頭一人書役一人にて會も整ふことなれども或は學者の集會商人の會社其外の相談にて永く定日を立て、評議熟談するには會

頭の外に副頭を撰び書役も一人にては間に合はず會計方も應接方も入用なり是等は皆事柄の輕重に由て取計ある可し其人撰の法は高瀬村集會の式に異ならず○席は建物の模様にて如何やうともす可し唯會頭席だけは一尺計り坐を高くして其上に椅子とテーブルを置く可し書役會計等の役人は並の坐にて直に會頭の席の前に椅子を並べテーブルに就て會頭と同じ方に向ふ可し○集會の連中は腰掛又は椅子のみにてテーブルなし其列は坐鋪の模様によて豎に長くも横に廣くも或は半月形に段々に並ぶも四角に段々にかさなるも都合次第なり但し會頭並に役人の席を少し隔て、其席の方に向ひ列坐の面々は何れも會頭役人の面を明に見る可く會頭役人は一目にて坐中を見渡すやうにす可し○會席の傍に扣席とて一坐鋪か二坐鋪の用意なかる可らず會席にては烟草も飲物も禁制なり扣席にては勝手次第なれども水の外は飲物なし○列坐の者限りたる用事あり席を立つときは其趣を會頭に告げ會頭承諾の上ならでは立つを許さず○席の廣さを積るに會員の列坐するには凡一坪に六人なればあまり窮屈にも非ざれども會頭役人の席は廣くしてテーブルもあり列席の左右に往來の道もあり其外扣席もあることなれば惣廣さを平均し合せて一坪に付三人と定めなば大抵をさまる可し譬へば爰に六十人の集會あるときは其六を三に割て凡二十坪計り入用なれば其積にて坐鋪の見立を爲す可し但し二十坪の廣間に限らず扣席あるゆへ二坐鋪も三坐鋪も合せてこの坪數あれば間に合ふことなり寺の御堂か又は學校など丁度都合宜しかる可し

合宜しかる可し

會頭乃ち書役に差圖して前の案内狀を聲高らかに讀ましめ終て會頭の口上に

御列坐の面々唯今書役が讀上げました通り今日の集會に付案内狀の趣は御聞取でござりましよう

が此上の御存念は如何でござります

此口上終れば森下岩吉發言して云く

私の存意は掛りの者を三人撰擧いたして議案を認めさせては如何と思ひます

此發言に次で陪言する者あれば會頭は列席に向て

皆様今の發言を御聞でござりましようが、何かこれに就て御議論はござりませぬか

此時に坐中不同意の者あれば則ち會頭に向ひ

會頭衆私は云云で不同意でござります

會頭はこの不同意の説を聞くとき其人の方に向て耳を傾け十分に存意を述べしむべし斯く不同意の者あれば幾人にも其説を云はせて之を聞くことなり或は又不同意の説もあらざれば衆評に掛けて決を取る可き定法の如くし可と決すれば會頭は又列坐に向て云く

此掛りの者の人撰は如何いたしましよう

列坐これに答ふる者なきか又は會頭衆へ御任せ申すと云ふ者あれば會頭は先づ此事に付き發言したる森下岩吉を擧げ外に小泉信吉中川彦次郎の兩人を撰び森下と合せて三人の掛りの者と爲す○掛りの者は扣席へ引き決議の案文を作る歟又は兼て其用意あれば其文を再校して三人熟談す可し但し此三人の内にも異論あれば銘々これを會席に持出す可し○掛りの者が扣席へ引たる間は披露人の口上を述るに丁度よき時分なれば松山棟庵椅子より立上り説を述て云く

當高瀬村の義は戦争後頻年の飢饉加ふるに去冬の大火かたがた以て道路の普請も等閑になりました今日の有様では殆ど大破損人力車は勿論人馬の往來にも差支るほどの次第で此ま、捨置ましたら遂には往來も絶て旅人などは川崎村の方を廻て通行するやうになりましたよう村中のことでなく他所の人までも難澁にもなり、御同前に此村に住居ながら世間に對して、すまぬわけではござりませぬか、して見れば當時村中疲弊とは申しながら何事も差置て是非とも此道普請には取掛らねばなりませぬ又近來は學校も追々盛になつて人民教育の道も開けた姿ではありますけれども世の文明のためには學校よりも道路の方却て大切なるものでござりますから學校へ金を掛ることが出來て道普請をば捨置くと申すことは決してないわけ云云

など、辯を振て長々と道理を述べ滿坐の人を感せしむるなり此の披露の口上終て扣席より掛りの三人出で來り會頭に向て

會頭衆掛りの者一同で決議の案文を認めましたから差出しますとて其書面を會頭のテーブルの上に差出す會頭受取てこれを讀む其文に云く
此度我等三人高瀬村道路修覆のことに就き其決議をなす可しとて掛りの撰舉に當り左の條々を同意決定せり

- 一 高瀬村、南村界より北村界まで道路長さ二十八町二十間道鋪巾五間此坪數九千坪なり此度左右下水溝、石垣修覆、道鋪地ならし、砂利つきかため、人力車の通行差支なきやう普請いたす可きこと
- 一 道普請一坪の入用平均凡そ五錢と積り惣高四百五十圓なり此金高を村内田畑の石高と戸數とに割付け出金いたす可きこと
- 一 高瀬村の石高凡五百石戸數二百軒なり高一石に付出金五十錢と定め此高二百五十圓なり殘二百圓の不足の分は毎戸住宅の坪數に割付け可申但し納屋物置等はこれを除く
- 一 普請は十月一日より取掛り凡そ四十日にて落成の積りなり出金は十二月三十一日を限り普請中一時の入用は村の名を以て銀行より借用可致事

森 下 岩 吉

小 泉 信 吉

中 川 彦 次 郎

會頭は右の通り決議の案文を讀上げ終てこれを書役に渡し列坐に向て云く

皆様方唯今議案の趣は御聞取でござりませうが此事に付何か思召はござりませぬか

此口上終りて列坐の中より和田與四郎立て云く

會頭衆私は掛りの衆の御決議に同意でござります

須田辰次郎もこれに次で與四郎殿の説に同意と述る然るに腰野拔太立て云く

會頭衆私は此議案に不同意でござりますと申すは當村方一統難澁の折柄とても此大金を出す力はありませぬさりとて道もあのまゝには捨置かれず就ては縣廳へ御願申して御拜借でも致して御上様の御威光で村方一同たすかるやうに致したいものと思ひます

此口上には次で陪言する者なし依て會頭は此議案に同意すると、せざるとに就き衆評に掛けて可否を決し可議の方多ければ會頭立て云く

議案は可議の方に決しましたが此上の思召は如何でござります

或は此議案に就き一々説を聞けば前の如く和田、須田又は腰野など銘々に説を述て時刻を費すゆへ最初より一度に可否を決するも可なり或は又此掛りの者を當日に撰ぶも實は唯體裁までのことなるゆへ此儀式を止め兼て發起人の認めたる書面を直に會頭の手にて取てこれを讀上るもよし此事に就き掛りの者は即ち發起人なり其議案とても即日扣席にて作たるものに非ざるは明に分りたることなればなり此口上を聞き一同議論す可き模様も見へざれば猪飼淺次郎立て云く

退散いたしては如何でござりますか

小幡篤次郎次で同意の趣を述べたるに付き、會頭乃ち列坐に向ひ

只今退散の發言が但し皆様方御同意ならば立て御同意と御發聲下だされい

此口上にて一同椅子より立て御同意と聲を發し又椅子に就く會頭又云く

集會は今日切りにて止みました皆様御退散下だされい

と云ふて一同退散するなり但し會頭の席を去るまでは列坐皆椅子を離るゝを許さず

或は又此議案を評議に掛けたるとき其案の大趣意は同意なれども少しく改正を加へたしと思ふ者あらん譬へば和田與四郎の發言の後に福澤諭吉言を發して云く

議案の内普請の入用一坪に付五錢の積にては不足でござりましよう若し普請出來の上殘金あれば割戻すとしたして先づ六七錢の見込で取立てゝは如何でござりましよう又銀行へ一時借用すれば利足が付きますから出金の期限を早くいたしたいものでござります

此類の發言ありてこれに次ぐ者あれば會頭は列坐に向て

唯今議案改正の發言が出ましたが此の發言に御同意の方は御同意御不同意の方は不同意と御發聲下されい

此口上にて一同皆椅子より立て同意の聲多ければ會頭又云く

議案は改正に決しました掛りの衆御再議くだされい

と云て其書面を書役の手より掛りの者へ渡すなり或は又この道普請に付ては勘定方も入用なり日雇方も入用なり又假の役所も入用のことなれば是等の事を評議するには迎も一席にて決す可らず議事は様々ありて時刻は最早十一時を過たるに付き小杉常太郎立て云く

會頭衆今晚の集會は退散しまして來る十六日午後七時より再會を催ふしては如何でござります

右の發言に次ぐ者あれば會頭は之を衆評に掛けて可否を決し乃ち列坐に向ひ

來る十六日午後七時再會の發言が可議に決しましたに付ては同日は其刻限に此席へ御集會くださ

りませい

此集會にて書役の用は甚だ少なし都て書役は集會の仕組に付き記録を作り又毎會の席にて行はれたる事を記して或はこれを社中に示し又は新聞紙其外の著書に出版するものなり此高瀬村の集會は定式の會務なきゆへ其記録も不用なれども會の席にて行はれたる事を記せば左の文の如し

明治七年九月六日午後七時高瀬村木村一平宅にて同村道普請の事に付き村中の人民集會を催し深井仁右衛門を會頭廣澤才助を書役に撰擧したり

森下岩吉の發言にて掛りの者三人を撰び集會の趣意に従ひ決議の案文を認めたり但し三人の姓名は森下岩吉、小泉信吉、中川彦次郎なり

掛りの者扣席へ引たる間に松山棟庵披露の口上を述べたり其口上に云く

(此處に松山の口上を記す)

掛りの者三人は議案を作て之を會頭の前に差出し列坐の面々は其案文の趣に同意したり其文に云く

(此處に議案の文を記す)

發言者ありて集會は當日切りにて退散したり

(或は又當日の議案に異存を發言せし者あれば)腰野拔太議案に付き左の異存を發言したれども之に次ぐ者なかりし

(此處に腰野の口上を記す)

(或は又議案改正の發言人あれば)掛りの者議案を出したるに福澤諭吉其改正に付き發言したり其口上に云く

(此處に福澤の口上を記す)

改正の發言決定して書面は又掛りの者へ渡したり

發言者ありて九月十六日午後七時の再會を期して六日の集會は午後十一時半に退散せり

都て會頭以下役人の職掌は仕事を取りまとめ順序を亂たらぬやうに心を用ること專一なり會頭は席に就きたるとき一寸手短に集會を催ふしたる趣意を述るも可なりされども列坐の議論するとき決して其邪魔をす可らず或は會席の事柄に付き自分の存意を吐く可らず唯人の言をよく聞取りて意味を貫徹せしめんがためには言葉を費すのみ

以上記す所は一時の集會なれども或は學者の社中或は商賣の社中或は婦人或は子供にても日を立て

て集會を催す其法皆大同小異定日の集會には先づ其會の規則を立ざる可らず之を三様に分つ第一憲法第二附例、第三式目是なり憲法には集會の大趣意を記し役人の職分等を示したるものなり附例には集會の仕組を説き入社退社の手續、集會の日限等を記したるものなり式目は會席上の細目を記すものなり余輩の社中にも近日學問の集會を開たるに付今其規則を左に附してこれを世間の備考に供す

○
三田演說會序

余輩爰に社友を會し互に演說辯論の伎倆を研究して旁ら見聞を開かんと決し此趣意を達せんがため社友互に猜忌憤懣の情を忘れ専ら眼を道理の眞面目に注がんことを希ひ之が爲め次の憲法附例式目を定めり

憲 法

第一章 會名之事

此會名を三田演說會と唱ふる事

會議 辯

第二章 役人之事

此會に會頭一人、記事官二人、應接官一人、出納官一人を置き此會の幹事と名く

第三章 職務之事

第一條 會頭は都て集會の長となり憲法附例式目を行はれしめ違式を正し式を踏で申出す所の存意を評議にかけ前會に次會の仕事を告げ臨時の集會を促すの權あり總て憲法附例に載せざることとて其趣意に戻らずして興すべき事あれば其掛りの者を命するの權あり又役義に對し相當の職務なれば法例に載せざる事たりとも處置するの權あり然れども會頭は存意及び法例の改革を申し出すべからず又總て評議の席に票を投すべからず但し會員の議論平等に折半するときに當り決票を投するは此限にあらず

第二條 一名の記事官は一冊の記録を造て之に會の處置を書留め又一冊の籍を造て之に會員の姓名住所及び其入社、死亡、退社、除籍の年月を記すべし又一名の記事官は一冊の籍を造て議論の題、辯論者の姓名、到底の評決を記すべし總て此會に附屬する簿籍書類は此二名の記事官にて主管すべし

第三條 應接官は欠席のものへ次會の仕事を報じ又會員の投票を以て入社を選に當りし者あれば其趣を本人へ報知し人選の節其投票の多寡を數へ其席において之を報じ又其他の文書應復の事を掌るべし

第四條 出納官は金錢を納め月金及び罰金の收入を記し諸出入の巨細を記し毎月各員の出す可き月金及び罰金を促し會の始め會の終り毎に各員の姓名を呼て其在不在を糺す可し又出納官は會員の衆議に由ては何時を問はず會計の始末を巨細に報す可し又出納官は記事官の鈐印せる會頭の書附なきときは金錢を拂出す可らず

第五條 五名の幹事を定りたる掛りの者と名け一ヶ月に一度は此掛りの者のみ必ず集會し會務を商議す可し又會員より申し出したる辯論會の宿題を取極め又會員たらんことを申込みし人の様子を探り之を次會に報知すべし

第六條 幹事五名は滿期退職の節在職中のことを巨細に認め之を會員の前に出して之を讀む可し

第四章 役人選舉之法

第一條 會頭及び記事官一名、應接官一名は六月十二月（當分毎月末の集會）の月末集會に記事官一名、出納官一名は三月九月（當分毎月第二土曜日の集會）の月末集會に於て撰舉し其職を始は撰舉を受けし後の初會よりす若し幹事中に欠員を生せば會員即時に跡役の者を撰舉すべし

第二條 總て役人の撰擧は投票の法を用ひ三分二の衆員を以て之を決すべし

第五章 會員之事

第一條 總て會員の列に居るものは集會の席に就て人を此會に薦むるの權ありたゞし其本人の姓名住居生業を詳にすべし然るときは會員幹事より報を待ち四分三の衆員を以て其容拒を決すべし

第二條 何人にも會員中一人も不同意なきときは此會の客員たるを許すべし客員たるものは役人となる可らず票を投ず可らず又月金入社金を出すに及ばず但し他の權義は尋常の會員に異なることなし

第六章 會例等増補改正之事

法例式目の増補改正を申し出すときは必ず書面に認め之を會頭へ出す可し會頭受て之を會員に示し次會に至て三分二の衆員を以てこれを採用す可し

第七章 當日の仕事を変するの法

俄に當日の仕事を変じ或はこれを延さんとの存意を申し出すときは三分二の衆員を以てこれを採用す可し

第八章 式目を停る事

時宜により一時附例式目を停るときは三分二の衆員を以てこれを決す可し但し此例式に拘はらざる集會は唯其一夕に限る可し

附 例

第一章 集會之事

第一條 別段の案内なきときは水曜、土曜兩日に集會するを常とす但し十月より二月迄は午後第七時半より十時半迄、三月より九月迄は午後八時より十時半迄

第二條 出席六名以上に至らざれば會を成さず

第三條 定日の外たりとも會員六名の所望あれば會頭臨時集會を促すべし臨時集會に欠席するものは附例第五章第一條に照し罰金を收むべし

第二章 役人任職之事

役に任ずるときは其當人これに任じて誠實に職掌を守る可しとの趣を述べし

第三章 入社之事

此會に入るものは謹で會の制度を遵奉すべき旨を述べし

第四章 仕事之事

第一條 毎月第一、第三の土曜日は雜會日と定めて會員或は所存を演説し或は著述の文章を読み或は史籍の一段を講じ會員の批判を乞ふべし其餘の會日を辯論日と名け、前會定る所の宿題を辯論すべし

第二條 每會の終り半時間を剩し會頭必ず左の問を置べし

第一問 諸君歴史、紀行、其他文學、技術の書を讀で其書中或はこの會員の智見を開き其裨益を爲す可き箇條あるを見ざりしや

第二問 諸君何か公席に於て差支なき奇話美談はあらざるや

第三問 諸君若しよき辯論の題あらば之を余輩に示さる可し

第三條 會員は辯論十分時間を過ぐ可らず

第五章 月金罰金之事

第一條 罰金の收入左の如し遅刻、會員の常務を怠る事、兇暴の舉動、故なく人の言葉を遮る事、以上五錢を收む欠席は十錢を收む會頭に挨拶なく其席を去るものは二十五錢を收む但し旅行並に大病は此例に非ず

第二條 入社の際各一圓を出納官へ納め毎月、月初に月金として五十錢づつを納む可し

第三條 役人として其職務を怠るときは衆議の上十錢の罰金を課す可し尙其怠慢を改めざるときは會員三分二の衆票を以て其職を廢す可し

第四條 會員は何人たりとも或は暴言謾語し或は會頭の制詞を用ひざるときは此章第一條に照し罰金を課す可し若し尙其罪を重ぬるときは三分二の衆票を以て其籍を除く可し

第五條 期日を過ぎて二週日間、月金、罰金を納めざるものあるときは出納官よりこれを催促す可し尙ほ怠てこれを納めざるときは二週日の間其出席を禁ず尙未だこれを改めざるときはこれを社外の人と見做す可し

第六章 控告之事

會員に列なるもの若し會頭の判決に不服の者あるときは之を衆議に控告するの權あり衆議の上本人を合せ三分二の衆員不服に左袒するときは會頭の判決穩ならずと決す可し然れども不服を衆議に置くの前必ず一應は會頭の陳説を聞く可し

式 目

- 第一 附例第一章第一條に示す所の時刻に會頭其席に即く可し（但し十五分時を猶豫す）若し會頭欠坐するときは假に臨時會頭を撰む可し
- 第二 會頭の言に従て會員皆其坐に即くの後は會頭の許可を待たずして勝手に席を換へ、書を読み、或は私に談話するを許さず
- 第三 會務に付議す可きことあれば毎會の初め必ず先づこれを議決し然る後に他の辯論雜會の事に及ぶ可し
- 第四 會務については存意發言者を除くの他は其存意に就て一度辯論を爲すの後は、他の辯論者一通りこれを論じ終るの後にあらざれば再度の辯論を許さず
- 第五 二人以上立て辯論を開かんとするときは會頭其立つこと早きと見認るもの一名をして先づこれを辯論せしめ暫く他の一名を待たしむ可し
- 第六 辯論中會頭若しくは他の會員これを制するときは直に其坐に即き果して式に違ふや否や會頭の差圖を待つ可し
- 第七 會務につき存意を申出すも直にこれに次で同意の旨を承言する者あらざれば其發言を衆議に置かず

- 第八 控告、再議、退散の存意を申出すときは辯論を許さずして直に其可否を決せしむ
- 第九 一箇の存意を辯論するの間は更に他の存意を申出すを許さず
- 第十 辯論中何等の會員も違式のことあらざればこれを遮る可らず
- 第十一 差當り申出したる存意なきときは何時に拘はらず退散の存意を申出す可し
- 第十二 會務について存意或は改正を申出しこれに次で承言するものあるとき會頭或は會員の望に従ひこれを案文に認め机上に置き又これを讀で會員の辯論を受く可し
- 第十三 會務につき存意を申出せしもの會員の説に従ひ素案を改正増補するも可なり然れども若し其本人改正増補を拒み尙これに次ぐものあるときは會頭其素案を聞き先づ其改正増補の可否を總員に問ふ可し
- 第十四 雜會とは附例第四章の第一條に云る如く或は存意を述べ或は自分の著書又は他の史籍等を講じて會員の批評を乞ふことなり但し其批評の時間は五分時を限とす都てこの書を講じこの批評を爲すに會員と會員と言を交ゆ可らず悉皆會頭を相手としこれに向ふ可し此一事に付會頭の任は人に代て人の言を聞きよく其意を達せしむるにあり
- 第十五 辯論會とは前會の席にて幹事より會員へ示したる宿題を辯論することなりたゞし宿題の趣に

從て其法に三様あり

第一圖を以て會員を等分して二組と爲し一を可議の組と爲し一を否議の組と爲し一方の席の端より辯論を始め一可一否順々に論じ終る可したゞし此議論は圖を以て分くるものなれば必ずしも自己の持論を主張するに非ず唯辯論の法を研究するのみ第二宿題の趣に就き各員銘々の見込を以て可否の二組に分れこれを論ずることなりこの時には席の順に拘はらず云はんと欲する者は直に立て云ふ可したゞし其席を立ち議を終り又これに答ふる等の順席時刻は一切會頭の差圖に従ふ可し第三宿題の趣意必ずしも可否を決するに非ざるものは會員の組を分たすして一團に席に就かしめ銘々の見込に従ひ其利害得失の證を枚擧せしむることある可したゞし其これを害とし利とするの理は既に明なれども其奥蘊を發せんとするの趣意なり

第十六 議論の言葉は都て明白を主とす横文を讀む者と雖ども漫に原語を用ゆるを許さず若し止を得ずしてこれを用るときは言の間にこれを解き俗間無學の人にも解し易からしむ可し

第十七 何事に拘はらず決議投票の前には會頭必ず會員に向て其議論の趣旨を解したるや否を聞糺す可し會頭既に立て可否を問はんとするに臨では縱令或は異存あるものと雖ども衆員の許可なきときは最早言を發すべからず

第十八 退散の存意識決に至るも會頭其坐を離るゝに至らざれば會員は猥りに散ずるを許さず

第十九 會務に付き存意を申し既に議決すと雖ども其後未三週間を経ざれば其時寡票の方に屬せるものは何人を問はず其再議を申出すの權あり

第二十 舊役の者其職を去るに臨で新役の者へ此會の書類、簿籍、及金錢を引渡すべし

第二十一 決議を取るには或は票を投じ或は席を立たしめ以て其證と爲す可し其孰れに従ふやは會頭の見込に任するなり

第二十二 煙草及一切飲料は會頭の許可を得ざれば用ゆべからず但し渴を癒すの水は此の限にあらず

會 議 辯 終

大正十五年四月二十三日印刷
大正十五年四月二十八日發行

福澤全集

第三卷



編纂者

發行者

印刷者

印刷所

發行所

(非賣品)
福澤全集第三卷與附

東京市京橋區南鍋町二丁目十二番地
株式會社 時事新報

東京市麴町區內幸町一丁目六番地
中塚榮次

東京市本所區番場町四番地
守岡

東京市本所區番場町四番地
凸版印刷株式會社

東京市麴町區內幸町一丁目六番地

國民圖書株式會社

電話銀座 二七八八番
振替東京 五二二九八番





